

令和3年2月富山県議会定例会議案

令和3年2月富山県議会定例会議案目次

議案第 6 号	令和3年度富山県一般会計予算	1
議案第 7 号	令和3年度富山県物品調達等管理特別会計予算	25
議案第 8 号	令和3年度富山県公債管理特別会計予算	27
議案第 9 号	令和3年度富山県収入証紙特別会計予算	30
議案第 10 号	令和3年度富山県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	32
議案第 11 号	令和3年度富山県中小企業活性化資金特別会計予算	34
議案第 12 号	令和3年度富山県就農支援資金特別会計予算	37
議案第 13 号	令和3年度富山県沿岸漁業改善資金特別会計予算	39
議案第 14 号	令和3年度富山県林業振興・有峰森林特別会計予算	41
議案第 15 号	令和3年度富山県奨学資金特別会計予算	44
議案第 16 号	令和3年度富山県公共用地先行取得事業特別会計予算	46
議案第 17 号	令和3年度富山県「元富山県営水力電気並鉄道事業」資金特別 会計予算	51
議案第 18 号	令和3年度富山県国民健康保険特別会計予算	53
議案第 19 号	令和3年度富山県港湾施設特別会計予算	57
議案第 20 号	令和3年度富山県工業用地等管理特別会計予算	61
議案第 21 号	令和3年度富山県病院事業会計予算	64
議案第 22 号	令和3年度富山県流域下水道事業会計予算	68
議案第 23 号	令和3年度富山県電気事業会計予算	71
議案第 24 号	令和3年度富山県水道事業会計予算	74
議案第 25 号	令和3年度富山県工業用水道事業会計予算	77
議案第 26 号	令和3年度富山県地域開発事業会計予算	80
議案第 27 号	富山県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例 制定の件	82
議案第 28 号	富山県新型コロナウイルス感染症対策中小企業金融支援臨時基 金条例制定の件	84
議案第 29 号	富山県部局設置条例等一部改正の件	86
議案第 30 号	富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例一部 改正の件	90
議案第 31 号	富山県職員定数条例一部改正の件	91

議案第 32 号	知事等の給与の特例に関する条例一部改正の件	92
議案第 33 号	富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例一部改正の件	93
議案第 34 号	富山県知事等退職手当支給条例一部改正の件	95
議案第 35 号	富山県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例等一部改正の件	96
議案第 36 号	富山県介護保険財政安定化基金条例一部改正の件	98
議案第 37 号	富山県手数料条例一部改正の件	99
議案第 38 号	富山県特定非営利活動促進法施行条例一部改正の件	105
議案第 39 号	富山県登山届出条例一部改正の件	106
議案第 40 号	富山県ふぐの取扱いに関する条例一部改正の件	107
議案第 41 号	富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件	109
議案第 42 号	富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件	119
議案第 43 号	富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件	123
議案第 44 号	富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件	128
議案第 45 号	富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件	131
議案第 46 号	富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件	134
議案第 47 号	富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件	138
議案第 48 号	富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件	143
議案第 49 号	富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件	147

議案第 50 号	富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件……………	154
議案第 51 号	富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例一部改正の件……………	168
議案第 52 号	富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件……………	183
議案第 53 号	富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例一部改正の件……………	190
議案第 54 号	富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例一部改正の件……………	196
議案第 55 号	富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件……………	202
議案第 56 号	富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件……………	210
議案第 57 号	富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件……………	214
議案第 58 号	富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件……………	223
議案第 59 号	富山県薬事総合研究開発センター条例一部改正の件……………	227
議案第 60 号	富山県農林水産総合技術センター条例一部改正の件……………	228
議案第 61 号	富山県都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例一部改正の件……………	230
議案第 62 号	市町村立学校県費負担教職員定数条例一部改正の件……………	231
議案第 63 号	富山県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例一部改正の件……………	232
議案第 64 号	富山県警察の組織等に関する条例一部改正の件……………	233
議案第 65 号	富山県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び富山県暴力団排除条例一部改正の件……………	234
議案第 66 号	富山県魚介類行商取締条例廃止の件……………	235
議案第 67 号	富山県立総合衛生学院条例廃止の件……………	237
議案第 68 号	工事請負契約変更に関する件（主要地方道高岡環状線道路改築橋梁上部工（5－2，3）工事請負契約）……………	239
議案第 69 号	公立大学法人富山県立大学第 2 期中期目標制定の件……………	240

議案第 70 号	国営土地改良事業及び県営土地改良事業に要する費用に係る 市町村の一部負担の追加に関する件……………	251
報告第 3 号	地方自治法第 179 条による専決処分の件……………	252
	損害賠償に係る和解に関する件……………	253

令和 3 年度富山県一般会計予算

令和 3 年度富山県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 633,575,010 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、120,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用をする場合と定める。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

		歳 入	(単位 千円)
款	項	金	額
1 県 税			143,555,000
	1 県 民 税		41,248,000
	2 事 業 税		26,365,000
	3 地 方 消 費 税		44,108,000
	4 不 動 産 取 得 税		2,290,000
	5 県 た ば こ 税		1,072,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税		262,000
	7 軽 油 引 取 税		10,599,000
	8 自 動 車 税		17,591,000
	9 鉱 区 税		1,000
	10 狩 猟 税		6,000
	11 旧 法 に よ る 税		13,000
2 地方消費税清算金			49,146,696
	1 地方消費税清算金		49,146,696
3 地 方 譲 与 税			13,676,201
	1 特別法人事業譲与税		11,540,000

	2 地方揮発油譲与税	1,888,000
	3 石油ガス譲与税	62,000
	4 自動車重量譲与税	112,000
	5 地方道路譲与税	1
	6 森林環境譲与税	39,200
	7 航空機燃料譲与税	35,000
4 地方特例交付金		681,000
	1 地方特例交付金	681,000
5 地方交付税		139,300,000
	1 地方交付税	139,300,000
6 交通安全対策金 特別交付金		239,000
	1 交通安全対策金 特別交付金	239,000
7 分担金及び負担金		2,980,391
	1 分担金	356,143
	2 負担金	2,624,248
8 使用料及び手数料		9,713,676
	1 使用料	7,544,319
	2 手数料	2,169,357
9 国庫支出金		72,539,073

	1 国庫負担金	21,198,049
	2 国庫補助金	49,847,183
	3 委託金	1,493,841
10 財産収入		845,028
	1 財産運用収入	556,079
	2 財産売却収入	288,949
11 寄附金		171,267
	1 寄附金	171,267
12 繰入金		11,766,675
	1 特別会計繰入金	6,388,205
	2 基金繰入金	5,378,470
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		112,057,102
	1 延滞金、加算金料 及 び 過 料	155,998
	2 県預金利子	715
	3 公営企業貸付金元 元 利 収 入	244,447
	4 貸付金元利収入	102,030,706
	5 受託事業収入	386,617

	6 収 益 事 業 収 入	2,600,037
	7 雑 入	6,638,582
15 県 債		76,903,900
	1 県 債	76,903,900
歳 入 合 計		633,575,010
歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議 会 費		1,127,264
	1 議 会 費	1,127,264
2 総 務 費		29,937,280
	1 総 務 管 理 費	14,184,392
	2 企 画 費	6,138,875
	3 自 然 保 護 費	1,235,025
	4 徴 税 費	4,896,588
	5 市 町 村 振 興 費	704,253
	6 選 挙 費	613,364
	7 防 災 費	1,518,450
	8 統 計 調 査 費	378,729
	9 人 事 委 員 会 費	132,878

一般会計

	10 監 查 委 員 費	134,726
3 民 生 費		53,497,249
	1 社 会 福 祉 費	36,780,839
	2 兒 童 福 祉 費	16,380,650
	3 生 活 保 護 費	318,221
	4 災 害 救 助 費	17,539
4 衛 生 費		42,029,591
	1 公 衆 衛 生 費	30,783,802
	2 環 境 衛 生 費	1,417,751
	3 保 健 所 費	1,626,920
	4 医 務 費	5,084,360
	5 藥 務 費	1,893,617
	6 公 害 防 止 費	1,223,141
5 勞 働 費		2,390,074
	1 勞 政 費	700,253
	2 職 業 訓 練 費	1,176,344
	3 失 業 对 策 費	445,880
	4 勞 働 委 員 会 費	67,597
6 農 林 水 産 業 費		38,113,298

	1 農 業 費	8,742,959
	2 畜 産 業 費	750,382
	3 農 地 費	16,443,326
	4 林 業 費	10,155,938
	5 水 産 業 費	2,020,693
7 商 工 費		106,588,895
	1 商 業 費	100,487,266
	2 工 鉱 業 費	4,051,432
	3 観 光 費	2,050,197
8 土 木 費		59,954,403
	1 土 木 管 理 費	1,162,197
	2 道 路 橋 り ょ う 費	28,738,538
	3 河 川 海 岸 費	16,334,164
	4 港 湾 費	4,547,567
	5 都 市 計 画 費	7,896,576
	6 往 宅 費	1,275,361
9 警 察 費		24,898,797
	1 警 察 管 理 費	24,322,516
	2 警 察 活 動 費	576,281

10 教 育 費		106,576,204
	1 教 育 總 務 費	9,901,669
	2 小 学 校 費	31,013,535
	3 中 学 校 費	18,046,179
	4 高 等 学 校 費	27,800,301
	5 特 別 支 援 学 校 費	9,641,646
	6 大 学 費	4,683,459
	7 社 会 教 育 費	3,283,169
	8 保 健 体 育 費	2,206,246
11 災 害 復 旧 費		5,238,084
	1 農 林 水 産 業 施 設 災 害 復 旧 費	1,456,110
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	3,781,974
12 公 債 費		89,893,874
	1 公 債 費	89,893,874
13 諸 支 出 金		72,129,997
	1 諸 支 出 金	72,129,997
14 予 備 費		1,200,000
	1 予 備 費	1,200,000
歳 出 合 計		633,575,010

第2表 継続費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 警察費	1 警察管理費	警察署庁舎 建設費	1,179,910	令和3年度	36,884
				令和4年度	1,143,026

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
首都圏情報発信拠点運営事業	令和4年度から 令和7年度まで	377,864
秘書業務労働者派遣費	令和4年度から 令和6年度まで	106,480
職員証発行業務費	令和4年度から 令和8年度まで	669
富山県庁情報通信網整備事業	令和4年度から 令和8年度まで	20,894
電子自治体システム整備事業	令和4年度から 令和9年度まで	252,107
地方公会計システム整備事業	令和4年度から 令和8年度まで	4,950
庁舎建設事業費	令和4年度	203,000
税オンラインシステム整備事業	令和4年度から 令和8年度まで	644
富山県利賀芸術公園管理事業	令和4年度から 令和5年度まで	2,338
富山県福祉施設支援資金貸付事業損失補償 1 相手方 社会福祉法人富山県社会福祉協議会 2 損失補償の対象 貸付事業に係る未収債権	令和4年度から 令和11年度まで	令和3年度の貸付事業に係る貸付事業費の30%に相当する額の範囲内

<p>であって、当該年度終了後3箇月を経過してもなお回収できなかった額</p>		
<p>と畜検査データ管理システム整備事業</p>	<p>令和4年度から 令和8年度まで</p>	<p>13,412</p>
<p>元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業損失補償</p> <p>1 相手方 公益財団法人富山県新世紀産業機構（以下「機構」という。）</p> <p>2 損失補償の対象 元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業において、投資債務保証事業又は融資債務保証事業につき機構が代位弁済した額及び直接投資事業につき機構の損失が発生した場合の損失額に10分の7を乗じて得た額の合計額の範囲内</p>	<p>投資債務保証事業については 令和3年度から 令和15年度まで</p> <p>融資債務保証事業については 令和3年度から 令和12年度まで</p> <p>直接投資事業については 令和3年度から 令和13年度まで</p>	<p>47,000</p>
<p>中小企業制度融資損失補償</p> <p>1 相手方 富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象 富山県の制度融資（小口事業資金あっせん保証融資資金、経営安定資金連鎖倒産防止枠）について、信用保険に付した保証につき代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	<p>令和3年度</p>	<p>36,000</p>
<p>創業支援資金（創業者枠）及び新事業展開支援資金</p>	<p>令和3年度</p>	<p>16,000</p>

<p>(経営革新枠) 損失補償</p> <p>1 相手方 富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象 創業支援資金(創業者枠) 及び新事業展開支援資金 (経営革新枠)について、 信用保険に付した保証に つき代位弁済した額と保 険金受領額との差額</p>		
<p>経営安定資金企業再生支援 枠損失補償</p> <p>1 相手方 富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象 経営安定資金企業再生支 援枠について、信用保険 に付した保証につき代位 弁済した額と保険金受領 額との差額</p>	<p>令和3年度から 令和15年度まで</p>	6,000
<p>緊急経営改善資金損失補償</p> <p>1 相手方 富山県信用保証協会</p> <p>2 損失補償の対象 緊急経営改善資金につい て、信用保険に付した保 証につき代位弁済した額 と保険金受領額との差額</p>	<p>令和3年度から 令和15年度まで</p>	31,000
<p>富山勤労総合福祉センター 設備等整備費元利償還金補 助</p> <p>相手方 一般財団法人富山勤労総 合福祉センター</p>	<p>令和4年度から 令和13年度まで</p>	<p>元金4,057千円及びその利 子の範囲内</p>
<p>民間委託職業訓練事業</p>	<p>令和4年度から 令和5年度まで</p>	70,107

<p>農業近代化資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第 202 号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 1,500,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 20年以内</p>	<p>令和 4 年度から 令和23年度まで</p>	<p>年 4.2 %以内の利子補給 162,526</p>
<p>農業振興資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 富山県農業振興資金融通要綱（平成12年農経第 869 号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 農業経営安定資金 200,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7 年以内</p>	<p>令和 4 年度から 令和10年度まで</p>	<p>年 3.5 %以内の利子補給 6,422</p>
<p>球根優良品種導入資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 富山県球根優良品種導入資金融通要綱（昭和44年農政第1049号）に基づく資金</p>	<p>令和 4 年度から 令和 6 年度まで</p>	<p>年 2.0 %以内の利子補給 660</p>

<p>3 利子補給の対象となる貸付金 球根優良品種導入資金 40,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 3年以内</p>		
<p>農業担い手育成強化資金利子補給</p> <p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 富山県農業担い手育成強化資金利子補給金交付要綱（平成13年農経第 679号）に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>令和4年度から 令和10年度まで</p>	<p>年1.4%以内の利子補給 768</p>
<p>畜産特別資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 経営改善計画に基づき、借入金の償還軽減のため、農業協同組合その他の融資機関が畜産経営体に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 25年以内</p>	<p>令和4年度から 令和28年度まで</p>	<p>年0.5%以内の利子補給 2,884</p>

<p>中山間地域活性化資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 中山間地域の農業を総合的に振興し、地域の活性化を図るため、知事が定める要綱に基づき貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 60,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 25年以内</p>	<p>令和4年度から 令和28年度まで</p>	<p>年2.5%以内の利子補給 7,621</p>
<p>農業経営基盤強化資金利子助成補助</p> <p>1 相手方 市町村</p> <p>2 資金の種類 日本政策金融公庫資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 100,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 7年以内</p>	<p>令和4年度から 令和10年度まで</p>	<p>年0.5%以内の利子補給 2,166</p>
<p>農業経営負担軽減支援資金利子補給</p> <p>1 相手方 農業協同組合その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 農家の既往債務の軽減を図るため、知事が定める要綱に基づき貸し付ける資金</p>	<p>令和4年度から 令和18年度まで</p>	<p>年2.5%以内の利子補給 22,802</p>

<p>3 利子補給の対象となる貸付金 200,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 15年以内</p>		
<p>新規就農者特別保証制度損失補償</p> <p>1 相手方 富山県農業信用基金協会 (以下「協会」という。)</p> <p>2 損失補償の対象 富山県が協会と締結する損失補償契約の対象となる債務保証につき、協会が代位弁済した額と保険金受領額との差額</p>	令和3年度	1,500
<p>富山県農林水産公社事業資金損失補償</p> <p>1 相手方 公益社団法人全国農地保有合理化協会</p> <p>2 損失補償の対象 公益社団法人全国農地保有合理化協会が富山県農林水産公社に農地中間管理事業農地売買事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>	令和3年度から 令和12年度まで	元金108,000千円及び延滞金並びに違約金相当額
<p>県営水利施設整備事業庄川合口3期地区水管理制御設備更新工事</p>	令和4年度	263,800
<p>県営農村地域防災減災事業美濃輪池地区美濃輪池堤体改修工事</p>	令和4年度	149,000

県営農村地域防災減災事業 黒谷地区黒谷頭首工改修工 事	令和 4 年度	160,000
県営農村地域防災減災事業 黒谷地区黒谷頭首工水門設 備工事	令和 4 年度	205,000
県営農村地域防災減災事業 黒谷地区黒谷頭首工電気設 備工事	令和 4 年度	130,000
県営農村地域防災減災事業 平岡地区行付池堤体改修工 事	令和 4 年度から 令和 5 年度まで	270,000
県営農村地域防災減災事業 谷内白山池地区谷内白山池 堤体改修工事	令和 4 年度	290,000
県営農村地域防災減災事業 谷内田池地区谷内田池堤体 改修工事	令和 4 年度	163,000
県営農村地域防災減災事業 千元池地区千元池堤体改修 工事	令和 4 年度	285,000
県営農村地域防災減災事業 猪谷池地区猪谷池堤体改修 工事	令和 4 年度	334,000
県営農村地域防災減災事業 射水池多地区野田池堤体改 修工事	令和 4 年度	150,000
県営農村地域防災減災事業 射水池多地区三俵刈池堤体 改修工事	令和 4 年度	260,000

<p>県営農村地域防災減災事業 庄川左岸三期地区四ヶ村用 水路排水樋管改築受託工事 委託</p>	<p>令和 4 年度</p>	<p>168,000</p>
<p>県営農村地域防災減災事業 庄川左岸四期地区排水管理 システム制御設備工事</p>	<p>令和 4 年度</p>	<p>500,000</p>
<p>富山県農林水産公社事業資 金損失補償 1 相手方 (株)日本政策金融公庫（以 下「公庫」という。） 2 損失補償の対象 公庫が富山県農林水産公 社（以下「公社」という。） に造林資金 749,300 千円 を貸し付けたことについ て損失を受けた場合のそ の損失</p>	<p>公庫が、公社に資金を貸し 付けたときから当該貸付金 の最終償還期限到来後10箇 月の期間が満了し、公庫が 補償の履行日として指定す る日まで</p>	<p>貸付金の最終償還期限到来 後10箇月の期間満了の日 （以下「損失確定日」とい う。）において、公庫が弁 済を受けていない元金 749,300 千円、その利子 （遅延利息を含む。）及び 損失確定日の翌日から補償 履行日まで年11%の割合に よる利子の範囲内</p>
<p>富山県農林水産公社事業資 金損失補償 1 相手方 北陸銀行その他の金融機 関 2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機 関が富山県農林水産公社 に造林資金69,741千円を 貸し付けたことについて 損失を受けた場合のその 損失</p>	<p>令和 3 年度から 令和13年度まで</p>	<p>元金69,741千円及びその利 子の範囲内</p>
<p>富山県農林水産公社事業資 金損失補償 1 相手方 北陸銀行その他の金融機</p>	<p>令和 3 年度から 令和 4 年度まで</p>	<p>元金 1,906,045 千円及びそ の利子の範囲内</p>

<p>関</p> <p>2 損失補償の対象 北陸銀行その他の金融機関が富山県農林水産公社に造林資金 1,906,045 千円を貸し付けたことについて損失を受けた場合のその損失</p>		
<p>漁業近代化資金利子補給</p> <p>1 相手方 富山県信用漁業協同組合連合会その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類 漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）富山県漁業近代化資金制度実施要綱に基づく資金</p> <p>3 利子補給の対象となる貸付金 580,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 20年以内</p>	<p>令和 4 年度から 令和24年度まで</p>	<p>年1.34%以内の利子補給 50,849</p>
<p>漁業近代化資金損失補償</p> <p>1 相手方 全国漁業信用基金協会</p> <p>2 損失補償の対象 中小漁業融資保証法（昭和27年法律第 346 号）に基づき債務保証したものに付き代位弁済した額</p>	<p>令和 3 年度</p>	<p>1,000 千円の範囲内において代位弁済したとき知事が認めた額</p>
<p>漁業経営安定等資金利子補給</p> <p>1 相手方 富山県信用漁業協同組合連合会その他の融資機関</p> <p>2 資金の種類</p>	<p>令和 4 年度から 令和19年度まで</p>	<p>年1.34%以内の利子補給 34,644</p>

<p>漁業経営の維持安定等を 図るため、中小漁業者等 に貸し付ける資金</p> <p>3 利子補給の対象となる 貸付金 600,000千円以内</p> <p>4 利子補給期間 15年以内</p>		
<p>建設工事総合管理システム 整備事業</p>	<p>令和4年度から 令和8年度まで</p>	<p>72,175</p>
<p>富山県道路公社事業資金債 務保証</p> <p>1 相手方 北陸銀行その他の金融機 関</p> <p>2 債務保証の対象 富山県道路公社が立山有 料道路事業運転資金及び 能越自動車道有料道路事 業運転資金に充てる借入 金に係る債務</p>	<p>令和3年度から 令和13年度まで</p>	<p>元金1,400,000千円及びそ の利子相当額</p>
<p>一般県道安居福野線川崎橋 橋梁上部工工事</p>	<p>令和4年度</p>	<p>420,000</p>
<p>一般国道471号利賀バイパ ストンネル委託工事</p>	<p>令和4年度から 令和7年度まで</p>	<p>2,070,000</p>
<p>鴨川水系鴨川河川改修放水 路工事</p>	<p>令和4年度</p>	<p>430,000</p>
<p>境川ダム河川総合交付金ダ ム管理設備工事</p>	<p>令和4年度</p>	<p>150,000</p>
<p>子撫川ダム河川総合交付金 ダム管理設備工事</p>	<p>令和4年度</p>	<p>158,000</p>

和田川ダム河川総合交付金 ダム管理設備工事	令和4年度	75,000
大谷ダム河川総合交付金 ダム管理設備工事	令和4年度	120,000
白岩川ダム河川総合交付金 ダム管理設備工事	令和4年度	40,000
利賀川ダム河川総合交付金 ダム管理設備工事	令和4年度	50,000
県民公園太閤山ランドプ ール広場塗装工事	令和4年度	20,000
財務会計システム整備事業	令和4年度から 令和8年度まで	186,443
県立学校情報教育設備整備 事業	令和4年度から 令和8年度まで	264,824
富山県総合教育センター情 報教育設備整備事業	令和4年度から 令和8年度まで	4,034
交通事故システム整備事業	令和4年度から 令和8年度まで	104,819
警察広報器材整備事業	令和4年度から 令和8年度まで	7,225
警察総合情報管理システム 整備事業	令和4年度から 令和8年度まで	81,549
通信指令（緊急配備等）シ ステム整備事業	令和4年度から 令和8年度まで	458,474
通信指令システム大型表示 装置整備事業	令和4年度から 令和13年度まで	41,234

サイバー犯罪対策器材整備事業	令和4年度から 令和6年度まで	1,309
犯罪鑑識機材整備事業	令和4年度から 令和10年度まで	2,304
交通警察運営機材整備事業	令和4年度から 令和8年度まで	23,441

第4表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県有施設整備費	3,890,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、利率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
防災対策推進費	10,000			
緊急防災・減災費	3,433,500			
並行在来線費	586,000			
老人福祉施設整備費	63,000			
児童福祉施設整備費	3,000			
公事等補助費	14,753,900			
県単独農林水産業施設整備事業費	10,000			
直轄事業費金	9,823,000			
公園整備事業費	301,000			
公営住宅建設費	69,000			
地方道整備費	3,291,000			
自然災害防止費	1,115,000			
警察施設整備費	264,000			
高等学校整備費	2,273,500			
臨時高等学校費	449,000			

特別支援学校 建設事業費	50,000			
地域活性化 費	1,495,000			
施設整備補助 費	159,000			
補助直轄災害 復旧事業費	1,904,000			
単独災害復旧 費	61,000			
行政改革推進 費	1,000,000			
臨時財政対策債	31,900,000			
計	76,903,900			

議案第 7 号

令和 3 年度富山県物品調達等管理特別会計予算

令和 3 年度富山県の物品調達等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 875,219 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000 千円と定める。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 越 金			64,927
	1 繰 越 金		64,927
2 諸 収 入			810,292
	1 雑 入		810,292
歳 入 合 計			875,219
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			875,219
	1 総 務 管 理 費		875,219
歳 出 合 計			875,219

議案第 8 号

令和 3 年度富山県公債管理特別会計予算

令和 3 年度富山県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 152,749,253 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			92,613,253
	1 一 般 会 計 繰 入 金		89,787,563
	2 基 金 繰 入 金		2,825,690
2 県 債			60,136,000
	1 県 債		60,136,000
歳 入 合 計			152,749,253
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 公 債 費			152,749,253
	1 公 債 費		152,749,253
歳 出 合 計			152,749,253

第2表 地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	60,136,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め50年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 9 号

令和 3 年度富山県収入証紙特別会計予算

令和 3 年度富山県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,232,821 千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 証 紙 収 入			3,232,820
	1 証 紙 収 入		3,232,820
2 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
歳 入 合 計			3,232,821
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 出 金			3,232,821
	1 他 会 計 繰 出 金		3,232,821
歳 出 合 計			3,232,821

議案第 10 号

令和 3 年度富山県母子父子寡婦福祉資金 特別会計予算

令和 3 年度富山県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 77,721 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000 千円と定める。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			260
	1 一般会計繰入金		260
2 繰 越 金			17,819
	1 繰 越 金		17,819
3 諸 収 入			59,642
	1 県預金利子		5
	2 貸付金元利収入		59,217
	3 雑 入		420
歳 入 合 計			77,721
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 民 生 費			77,721
	1 児童福祉費		77,721
歳 出 合 計			77,721

議案第 11 号

令和 3 年度富山県中小企業活性化資金特別会計予算

令和 3 年度富山県の中小企業活性化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 620,929 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,300,000 千円と定める。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 越 金			1,076
	1 繰 越 金		1,076
2 諸 収 入			299,853
	1 県 預 金 利 子		68
	2 貸 付 金 元 利 収 入		297,785
	3 雑 入		2,000
3 県 債			320,000
	1 県 債		320,000
歳 入 合 計			620,929
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 商 工 費			620,929
	1 工 鉦 業 費		620,929
歳 出 合 計			620,929

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業 高度化資金	320,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 12 号

令和 3 年度富山県就農支援資金特別会計予算

令和 3 年度富山県の就農支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,137千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰越金			2,589
	1 繰越金		2,589
2 諸収入			14,548
	1 貸付金元利収入		14,548
歳入合計			17,137
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農林水産業費			17,137
	1 農林金融対策費		17,137
歳出合計			17,137

議案第 13 号

令和 3 年度富山県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和 3 年度富山県の沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ71,000千円と定める。

- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰入金			1,000
	1 一般会計繰入金		1,000
2 繰越金			31,143
	1 繰越金		31,143
3 諸収入			38,857
	1 県預金利子		1
	2 貸付金元利収入		38,855
	3 雑収入		1
歳入合計			71,000
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農林水産業費			71,000
	1 水産業費		71,000
歳出合計			71,000

議案第 14 号

令和 3 年度富山県林業振興・有峰森林特別会計予算

令和 3 年度富山県の林業振興・有峰森林特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 277,725 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、65,000千円と定める。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		29,989
	1 負 担 金	29,989
2 使用料及び手数料		86,001
	1 使 用 料	86,001
3 財 産 収 入		1
	1 財 産 売 払 収 入	1
4 繰 入 金		46,644
	1 一 般 会 計 繰 入 金	46,644
5 繰 越 金		25,596
	1 繰 越 金	25,596
6 諸 収 入		89,494
	1 県 預 金 利 子	11
	2 貸 付 金 元 利 収 入	31,471
	3 雑 入	58,012
歳 入 合 計		277,725

歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 農 林 水 産 業 費			277,725
	1 林 業 費		277,725
歳 出 合 計			277,725

議案第 15 号

令和 3 年度富山県奨学資金特別会計予算

令和 3 年度富山県の奨学資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 164,455 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000 千円と定める。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 繰 入 金			4,258
	1 一般会計繰入金		4,258
2 繰 越 金			22,500
	1 繰 越 金		22,500
3 諸 収 入			137,697
	1 貸付金元利収入		130,544
	2 雑 入		7,153
歳 入 合 計			164,455
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 教 育 費			164,455
	1 教育総務費		164,455
歳 出 合 計			164,455

議案第 16 号

令和 3 年度富山県公共用地先行取得事業 特別会計予算

令和 3 年度富山県の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,807,205 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,100,000 千円と定める。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			690,204
	1 財 産 運 用 収 入		3,888
	2 財 産 売 払 収 入		686,316
2 繰 越 金			17,001
	1 繰 越 金		17,001
3 県 債			1,100,000
	1 県 債		1,100,000
歳 入 合 計			1,807,205
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			3,888
	1 総 務 管 理 費		3,888
2 土 木 費			1,803,317
	1 土 木 管 理 費		476,317
	2 県単独公共用地先行 取 得 事 業 費		1,322,000
	3 予 備 費		5,000

公共用地先行取得事業特別会計

<p style="text-align: center;">歳 出 合 計</p>	<p style="text-align: right;">1,807,205</p>
This area is intentionally left blank for data entry	

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
県単独公共用地特別先行取得事業費	令和4年度から 令和5年度まで	300,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地 先行取得事業費	1,100,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 [%]	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

議案第 17 号

令和 3 年度富山県「元富山県営水力電気並鉄道事業」 資金特別会計予算

令和 3 年度富山県の「元富山県営水力電気並鉄道事業」資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,300,600 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 財 産 収 入			185,296
	1 財 産 運 用 収 入		185,296
2 繰 越 金			6,115,231
	1 繰 越 金		6,115,231
3 諸 収 入			73
	1 県 預 金 利 子		73
歳 入 合 計			6,300,600
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 総 務 費			6,300,600
	1 総 務 管 理 費		6,300,600
歳 出 合 計			6,300,600

議案第 18 号

令和 3 年度富山県国民健康保険特別会計予算

令和 3 年度富山県の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83,659,740千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、18,000,000千円と定める。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 分担金及び負担金		22,795,089
	1 負 担 金	22,795,089
2 国 庫 支 出 金		21,212,567
	1 国 庫 負 担 金	15,054,334
	2 国 庫 補 助 金	6,158,233
3 前期高齢者交付金		33,971,292
	1 前期高齢者交付金	33,971,292
4 共同事業交付金		101,326
	1 共同事業交付金	101,326
5 財 産 収 入		177
	1 財 産 運 用 収 入	177
6 繰 入 金		4,764,779
	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,729,394
	2 基 金 繰 入 金	35,385
7 繰 越 金		814,510
	1 繰 越 金	814,510

歳 入 合 計		83,659,740
歳 出		(単位 千円)
款	項	金 額
1 総 務 費		3,145
	1 総 務 管 理 費	2,574
	2 運 営 協 議 会 費	571
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		68,515,303
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	68,515,303
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		11,150,995
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	11,150,995
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		20,983
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	20,983
5 介 護 納 付 金		3,682,936
	1 介 護 納 付 金	3,682,936
6 病 床 転 換 支 援 金 等		41
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	41
7 共 同 事 業 拠 出 金		101,408
	1 共 同 事 業 拠 出 金	101,408
8 基 金 積 立 金		177

	1 基金積立金	177
9 保健事業費		115,926
	1 保健事業費	115,926
10 諸支出金		68,826
	1 償還金及び金	68,826
歳出合計		83,659,740

令和 3 年度富山県港湾施設特別会計予算

令和 3 年度富山県の港湾施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,703,649 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			422,980
	1 使 用 料		422,980
2 繰 入 金			404,923
	1 一 般 会 計 繰 入 金		404,923
3 繰 越 金			74,745
	1 繰 越 金		74,745
4 諸 収 入			1
	1 雑 収 入		1
5 県 債			801,000
	1 県 債		801,000
歳 入 合 計			1,703,649
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 土 木 費			1,703,649
	1 港 湾 費		1,703,649
歳 出 合 計			1,703,649

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
伏木富山港新湊地区ガントリークレーン更新事業	令和4年度から 令和5年度まで	1,840,000
伏木富山港富山地区クレーン整備事業	令和4年度	200,000

第3表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
伏木富山港ふ頭 用地造成事業費	392,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期 間を含め40年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
荷役機械建設費	60,000			
借換債	349,000			
計	801,000			

議案第 20 号

令和 3 年度富山県工業用地等管理特別会計予算

令和 3 年度富山県の工業用地等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82,671千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

第1表 歳入歳出予算

歳 入			(単位 千円)
款	項	金	額
1 使用料及び手数料			55,989
	1 使 用 料		55,989
2 財 産 収 入			26,366
	1 財 産 運 用 収 入		23,170
	2 財 産 売 払 収 入		3,196
3 繰 越 金			3
	1 繰 越 金		3
4 諸 収 入			313
	1 県 預 金 利 子		1
	2 雑 入		312
歳 入 合 計			82,671
歳 出			(単位 千円)
款	項	金	額
1 臨海工業用地 造成事業費			24,485
	1 臨海工業用地 造成事業費		24,485
2 太閤山住宅団地 造成事業費			3,195

工業用地等管理特別会計

	1 太閣山住宅団地造成事業費	3,195
3 ふ頭用地造成事業費		54,991
	1 ふ頭用地造成事業費	54,991
歳 出 合 計		82,671

議案第 21 号

令和 3 年度富山県病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度富山県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 富山県立中央病院

(1) 事業量

(ア) 病床数	733床
一般病床	665床
結核病床	16床
感染症病床	2床
精神病床	50床

(イ) 患者数

入院患者	年間	211,360人	1日平均	579人
外来患者	年間	360,300人	1日平均	1,489人

(2) 主要な建設改良事業

病理検査室改修事業	130,000千円
劣化改修事業	96,000千円
医療器械整備	368,752千円

2 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター

(1) 事業量

(ア) 病床数	232床
一般病床	232床

(イ) 患者数

入院患者	年間	75,090人	1日平均	206人
外来患者	年間	79,860人	1日平均	330人

(2) 主要な建設改良事業

医療器械整備	88,556千円
--------	----------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 病院事業収益	31,065,452千円
第1項 医業収益	26,475,890千円
第2項 医業外収益	4,520,806千円
第3項 特別利益	68,756千円
支 出	
第1款 病院事業費用	30,907,964千円
第1項 医業費用	30,565,725千円
第2項 医業外費用	341,738千円
第3項 特別損失	1千円
第4項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,033,033千円は、過年度分損益勘定留保資金2,033,033千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,112,049千円
第1項 企業債	536,000千円
第2項 補助金	249,772千円
第3項 出資金	325,276千円
第4項 固定資産売却代金	1千円
第5項 資本剰余金	1,000千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,145,082千円
第1項 建設改良費	813,258千円
第2項 企業債償還金	2,331,324千円
第3項 予備費	500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
富山県立中央病院生理機能検査システム賃借料	令和4年度から 令和9年度まで	147,847
富山県立中央病院CT・MRI等賃借料	令和4年度から 令和10年度まで	2,251,700
富山県立中央病院循環器動画ネットワークシステム保守業務委託	令和4年度から 令和9年度まで	24,475

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
富山県立中央病院劣化改修事業費	96,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内	借入れの年から据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
富山県立中央病院病理検査室改修事業費	130,000			
富山県立中央病院カンファレンスルーム増築事業費	33,000			
富山県立中央病院医療器械整備事業費	119,000			
富山県立中央病院借換債	70,000			
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター医療器械整備事業費	88,000			
計	536,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,335,772千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 12,853,810千円

(2) 交際費 300千円

(他会計からの補助金)

第9条 営業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,376,383千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,713,021千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	医療器械	循環器動画ネットワークシステム	1
	医療器械	外科用X線透視診断装置	1

令和3年2月26日 提出

富山県知事 新田 八郎

令和 3 年度富山県流域下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度富山県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市数	6 市
(2) 年間総処理水量	46,500,594m ³
(3) 1 日平均処理水量	127,398m ³
(4) 主要な建設改良事業 流域下水道事業費	1,302,216千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益	7,527,200千円
第 1 項 営業収益	3,052,814千円
第 2 項 営業外収益	4,474,366千円
第 3 項 特別利益	20千円

支 出

第 1 款 事業費	7,489,290千円
第 1 項 営業費用	7,205,472千円
第 2 項 営業外費用	283,298千円
第 3 項 特別損失	20千円
第 4 項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 282,721 千円は、当年度分損益勘定留保資金 266,237 千円、繰越工事資金16,484千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	2,070,027千円
-------------	-------------

第1項 企業債	287,500千円
第2項 補助金	1,555,027千円
第3項 建設負担金	227,500千円

支 出

第1款 資本的支出	2,352,748千円
第1項 建設改良費	1,331,313千円
第2項 企業債償還金	1,021,435千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小矢部川流域下水道二上 浄化センター電気設備更 新(自家発電設備外)工 事	令和4年度	800,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	287,500	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見	借入れの年から据置期 間を含め40年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること ができるものとする。 なお、借入先の融通条

		直し後の利 率)	件があるときは、これ に従うことができる。
--	--	-------------	--------------------------

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 76,794千円

(他会計からの補助金)

第9条 経営助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、966,392千円である。

令和3年2月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 3 年度富山県電気事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度富山県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量	491,690MWh		
(2) 主要な建設改良事業	固定資産改良事業	事業費	226,429千円
	発電所老朽化対策事業	事業費	180,000千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 事業収益	5,720,509千円
第 1 項 営業収益	5,566,056千円
第 2 項 財務収益	4,860千円
第 3 項 営業外収益	149,573千円
第 4 項 特別利益	20千円

支 出

第 1 款 事業費	4,220,554千円
第 1 項 営業費用	3,761,573千円
第 2 項 財務費用	23,766千円
第 3 項 営業外費用	430,195千円
第 4 項 特別損失	20千円
第 5 項 予備費	5,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額469,644千円は、当年度分損益勘定留保資金469,644千円で補てんするものとする。）。

収 入

第 1 款 資本的収入	270,020千円
-------------	-----------

第1項 企業債	180,000千円
第2項 投資及び貸付金償還金	90,000千円
第3項 受託工事収入	10千円
第4項 雑入	10千円

支 出

第1款 資本的支出	739,664千円
第1項 建設改良費	446,429千円
第2項 受託工事費	10千円
第3項 企業債償還金	289,225千円
第4項 予備費	4,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
主要制御装置等更新工事費	令和4年度	220,000
主要機器等修繕工事費	令和4年度	467,500
水車発電機細密点検工事費	令和4年度	54,593
シーケンサ盤更新工事費	令和4年度	80,348
水車発電機修繕工事費	令和4年度	52,000
若土発電所老朽化対策事業費	令和4年度から 令和5年度まで	998,000
秘書業務労働者派遣費	令和4年度から 令和6年度まで	10,382

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
発電所老朽化対策事業費	180,000	普通貸借 又は 証券発行	% 5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 838,063千円
- (2) 交際費 190千円

令和3年2月26日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 3 年度富山県水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度富山県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	37,982,995m ³		
(2) 主要な建設改良事業	西部水道用水供給事業	事業費	285,260千円
	東部水道用水供給事業	事業費	44,081千円
	固定資産改良事業	事業費	392,352千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 事業収益		1,891,375千円
第 1 項 営業収益		1,767,885千円
第 2 項 営業外収益		123,470千円
第 3 項 特別利益		20千円
	支	出
第 1 款 事業費		1,802,362千円
第 1 項 営業費用		1,711,334千円
第 2 項 営業外費用		90,508千円
第 3 項 特別損失		20千円
第 4 項 予備費		500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額713,066千円は、当年度分損益勘定留保資金478,643千円、過年度分損益勘定留保資金 234,423 千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第 1 款 資本的収入		390,145千円
第 1 項 企業債		346,000千円

第2項 長期借入金 44,135千円

第3項 雑入 10千円

支 出

第1款 資本的支出 1,103,211千円

第1項 建設改良費 721,693千円

第2項 企業債償還金 369,699千円

第3項 他会計補助金返還金 11,819千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部水道用水費供給事業費	289,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 % (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	借入れの年から据置期間を含め40年以内に元利均等、元金均等又は満期一括で償還する。ただし、財政の都合により繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。
東部水道用水費供給事業費	57,000			
計	346,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,400,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち

他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 304,943千円

(2) 交際費 55千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、70,000千円と定める。

令和3年2月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 3 年度富山県工業用水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度富山県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量	76,666,060m ³		
(2) 主要な建設改良事業			
西部工業用水道建設事業		事業費	2,331,149千円
利賀川工業用水道建設事業		事業費	32,032千円
固定資産改良事業		事業費	361,048千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 事業収益	2,276,388千円
第 1 項 営業収益	2,089,871千円
第 2 項 営業外収益	186,497千円
第 3 項 特別利益	20千円
支 出	
第 1 款 事業費	1,750,298千円
第 1 項 営業費用	1,706,802千円
第 2 項 営業外費用	42,976千円
第 3 項 特別損失	20千円
第 4 項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,407,488 千円は、当年度分損益勘定留保資金 657,434千円、過年度分損益勘定留保資金750,054千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資本的収入	1,780,379千円

第1項 企業債	504,100千円
第2項 長期借入金	17,275千円
第3項 補助金	7,300千円
第4項 受託工事収入	4,704千円
第5項 工事負担金	1,247,000千円

支 出

第1款 資本的支出	3,187,867千円
第1項 建設改良費	2,724,229千円
第2項 受託工事費	4,704千円
第3項 企業債償還金	168,934千円
第4項 他会計借入金償還金	290,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
西部工業用水道事業吉谷 線配水施設設置工事	令和4年度	1,161,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
西部工業用水道 建設事業費	277,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った	借入れの年から据置期 間を含め40年以内に元 利均等、元金均等又は 満期一括で償還する。 ただし、財政の都合に より繰上償還し、償還 年限を短縮し、又は低 利債に借り換えること
固定資産改良費	226,600			
計	504,100			

			後において は、当該見 直し後の利 率)	ができるものとする。 なお、借入先の融通条 件があるときは、これ に従うことができる。
--	--	--	-------------------------------	--

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 106,847千円

(2) 交際費 55千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、74,000千円と定める。

令和3年2月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

令和 3 年度富山県地域開発事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 3 年度富山県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 駐車場年間総駐車台数 86,140台

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 事業収益	67,619千円
第 1 項 営業収益	65,901千円
第 2 項 営業外収益	1,698千円
第 3 項 特別利益	20千円

支 出	
第 1 款 事業費	50,363千円
第 1 項 営業費用	44,180千円
第 2 項 営業外費用	5,663千円
第 3 項 特別損失	20千円
第 4 項 予備費	500千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44,437千円は、当年度分損益勘定留保資金17,079千円、過年度分損益勘定留保資金27,358千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第 1 款 資本的収入	10千円
第 1 項 雑 入	10千円

支 出	
第 1 款 資本的支出	44,447千円
第 1 項 他会計借入金償還金	44,447千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予定額に不足を生じた場合における営業費用からの流用をする場合と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,862千円

令和3年2月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

議案第 27 号

富山県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例制定の
件

富山県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例を次のように定める。

令和3年2月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第1条 東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン及び事前キャンプ地における選手その他の関係者の受入れに際して実施する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）に関する対策に資するため、富山県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定

める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

(基金の処分の特例)

3 第5条の規定にかかわらず、基金は、その属する現金を国庫に返納する場合は、これを処分することができる。

議案第 28 号

富山県新型コロナウイルス感染症対策中小企業金融支援臨時基金条例
制定の件

富山県新型コロナウイルス感染症対策中小企業金融支援臨時基金条例を次のように定める。

令和3年2月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県新型コロナウイルス感染症対策中小企業金融支援臨時基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受ける中小企業者に対し、利子の負担の軽減等の支援を行うことにより、中小企業者の振興及び経営の安定を図るため、富山県新型コロナウイルス感染症対策中小企業金融支援臨時基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第6条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(基金の処分の特例)

3 第6条の規定にかかわらず、基金は、その属する現金を国庫に返納する場合は、これを処分することができる。

議案第 29 号

富山県部局設置条例等一部改正の件

富山県部局設置条例等の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県部局設置条例等の一部を改正する条例

(富山県部局設置条例の一部改正)

第 1 条 富山県部局設置条例（昭和35年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第 1 項中「総合政策局」を「知事政策局」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「秘書」の次に「及び広報」を加え、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号及び第 5 号を削る。

第 8 項を第 9 項とし、第 5 項から第 7 項までを 1 項ずつ繰り下げる。

第 4 項に次の 1 号を加え、同項を第 5 項とする。

(5) 国際交流に関する事項

第 3 項第 4 号を削り、同項第 5 号中「広報、」を削り、同号を同項第 4 号とし、同項を第 4 項とする。

第 2 項中「観光・交通振興局」を「地方創生局」に改め、同項中第 2 号を第 4 号とし、第 1 号を第 3 号とし、同項に第 1 号及び第 2 号として次の 2 号を加える。

(1) 地域振興に関する事項

(2) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項

第 2 項に次の 1 号を加え、同項を第 3 項とする。

(5) スポーツに関する事項

第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 危機管理局

(1) 防災及び危機管理に関する事項

(2) 消防に関する事項

(富山県副知事定数条例の一部改正)

第 2 条 富山県副知事定数条例（平成19年富山県条例第 1 号）の一部を次のように

改正する。

本則中「1人」を「2人」に改める。

(富山県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 富山県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年富山県条例第60号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「電気事業、水道事業、工業用水道事業及び地域開発事業を通じて管理者1人を置く」を「公営企業には、管理者を置かないものとする」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(富山県公営企業管理者の給料その他の給与及び旅費支給条例の廃止)

2 富山県公営企業管理者の給料その他の給与及び旅費支給条例(昭和45年富山県条例第36号)は、廃止する。

(富山県公立大学法人評価委員会条例の一部改正)

3 富山県公立大学法人評価委員会条例(平成26年富山県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総合政策局」を「経営管理部」に改める。

(富山県総合計画審議会条例の一部改正)

4 富山県総合計画審議会条例(平成17年富山県条例第98号)の一部を次のように改正する。

第10条中「総合政策局」を「知事政策局」に改める。

(富山県スポーツ推進審議会条例の一部改正)

5 富山県スポーツ推進審議会条例(昭和37年富山県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第9条中「総合政策局」を「地方創生局」に改める。

(富山県情報公開条例及び富山県個人情報保護条例の一部改正)

6 次に掲げる条例の規定中「、公営企業管理者」を削る。

(1) 富山県情報公開条例(平成13年富山県条例第38号)第2条第1項

(2) 富山県個人情報保護条例(平成15年富山県条例第1号)第2条第4項

(富山県行政手続条例の一部改正)

7 富山県行政手続条例（平成7年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「、富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）第3条第1項に規定する公営企業の管理者」を削る。

（富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

8 富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成15年富山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「、公営企業管理者」を削る。

第10条中「公営企業管理者」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う知事」に改める。

（富山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

9 富山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年富山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第8条中「公営企業管理者」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う知事」に改める。

（富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）

10 富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、教育委員会又は公営企業管理者」を「又は教育委員会」に改める。

第6条中「、公営企業管理者」を削る。

（富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

11 富山県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ウ中「、内水面漁場管理委員会」を「又は内水面漁場管理委員会」に改め、「又は公営企業管理者」を削る。

（富山県工業用水道条例の一部改正）

12 富山県工業用水道条例（昭和46年富山県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「富山県公営企業管理者」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う知事」に改める。

(富山県工業用水道条例の一部改正に伴う経過措置)

- 13 この条例の施行の際前項の規定による改正前の富山県工業用水道条例の規定により富山県公営企業管理者がした承認その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行前に同項の規定による改正前の富山県工業用水道条例の規定により富山県公営企業管理者に対してなされた申込みその他の行為については、同項の規定による改正後の富山県工業用水道条例の相当規定により知事がした承認その他の行為又は知事に対してなされた申込みその他の行為とみなす。

(富山県水道用水供給条例等の一部改正)

- 14 次に掲げる条例の規定中「公営企業管理者」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う知事」に改める。
- (1) 富山県水道用水供給条例（昭和54年富山県条例第3号）第2条第1項
 - (2) 富山県ゴルフ練習場管理条例（平成3年富山県条例第31号）第2条
 - (3) 富山県営駐車場管理条例（昭和51年富山県条例第36号）第2条

(富山県水道用水供給条例等の一部改正に伴う経過措置)

- 15 この条例の施行の際前項の規定による改正前の富山県水道用水供給条例、富山県ゴルフ練習場管理条例又は富山県営駐車場管理条例（以下「旧富山県水道用水供給条例等」という。）の規定により公営企業管理者がした指定、承認その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行前に旧富山県水道用水供給条例等の規定により公営企業管理者に対してなされた申込みその他の行為については、同項の規定による改正後の富山県水道用水供給条例、富山県ゴルフ練習場管理条例又は富山県営駐車場管理条例の相当規定により知事がした指定、承認その他の行為又は知事に対してなされた申込みその他の行為とみなす。

議案第 30 号

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例一部改正の
件

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第10項に次の 2 号を加える。

(9) 法第68条の69第 3 項第 5 号イに規定する優良な宅地の造成の認定

(10) 法第68条の69第 3 項第 6 号に規定する優良な住宅の新築の認定

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第 3 第10項第 9 号若しくは第10号に定める事務に係る法令の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に当該法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において富山市長若しくは高岡市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における当該法令の適用については、富山市長若しくは高岡市長がした処分その他の行為又は富山市長若しくは高岡市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

議案第 31 号

富山県職員定数条例一部改正の件

富山県職員定数条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県職員定数条例の一部を改正する条例

富山県職員定数条例（昭和27年富山県条例第 3 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条の表中「1,025 人」を「1,052 人」に、「2,792 人」を「2,758 人」に、
「573 人」を「567 人」に、「7,951 人」を「7,938 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 32 号

知事等の給与の特例に関する条例一部改正の件

知事等の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成16年富山県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「知事にあつては令和 2 年11月 9 日から令和 3 年 3 月31日まで、副知事にあつては令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月31日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで」に改め、「知事にあつては 100 分の20、副知事にあつては」を削る。

第 2 条及び第 3 条中「令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 3 月31日まで」を「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月31日まで」に改める。

第 4 条を削る。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 33 号

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例一部改正の件

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部を改正する条例

富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「10,500円」を「20,000円」に改める。

第20条第1項第1号中「おける感染症」及び「又は家畜伝染病」の次に「（人事委員会規則で定めるものに限る。以下この号において同じ。）」を、「防疫作業」の次に「その他これに準ずる防疫作業で人事委員会規則で定めるもの」を加え、同条第2項中「300円」を「1,100円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額」に改める。

附則第10項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第20条第1項第1号の改正規定（「防疫作業」の次に「その他これに準ずる防疫作業で人事委員会規則で定めるもの」を加える部分に限る。）は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項の規定は令和2年4月1日から、改正後の条例第20条第2項の規定は令和3年1月22日から適用する。

(手当の内払)

- 3 職員が、この条例による改正前の富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（次項において「改正前の条例」という。）第5条の規定に基づいて、令和2年4月1日以後の分として支給を受けた社会福祉業務手当は、改正後の条例第5条の規定による社会福祉業務手当の内払とみなす。
- 4 職員が、改正前の条例第20条の規定に基づいて、令和3年1月22日以後の分として支給を受けた感染症等防疫手当は、改正後の条例第20条の規定による感染症等防疫手当の内払とみなす。

議案第 34 号

富山県知事等退職手当支給条例一部改正の件

富山県知事等退職手当支給条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県知事等退職手当支給条例の一部を改正する条例

富山県知事等退職手当支給条例（平成17年富山県条例第99号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、公営企業管理者」を削る。

第 3 条第 1 号中「100 分の65」を「100 分の53」に改め、同条第 2 号中「100 分の45」を「100 分の40」に改め、同条第 3 号を削り、同条第 4 号を同条第 3 号とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 35 号

富山県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例等一部改正の件

富山県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例等の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例等の一部を改正する条例

(富山県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例及び富山県税条例の一部改正)

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

(1) 富山県新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例（令和 2 年富山県条例第 38号）第 1 条

(2) 富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）附則第21条の表

（県有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び行政財産の使用料に関する条例の一部改正）

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

(1) 県有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年富山県条例第12号）附則第 2 項

(2) 行政財産の使用料に関する条例（昭和39年富山県条例第13号）附則第 3 項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 36 号

富山県介護保険財政安定化基金条例一部改正の件

富山県介護保険財政安定化基金条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

富山県介護保険財政安定化基金条例（平成12年富山県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「100,000 分の42」を「零」に改める。

附則中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 37 号

富山県手数料条例一部改正の件

富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 の 124 の項中「第52条第 1 項」を「第55条第 1 項」に、「第51条」を「第54条」に、「22,100円」を「28,000円」に、「13,200円」を「16,800円」に、「11,000円」を「14,000円」に改め、同表の 278 の項中「第31条第 2 項」を「第31条第 3 項」に改め、同表の 314 の項中 「460,000円」を「539,000円」に、「9,000円」を「12,000円」に、「5,000円」を「7,000円」に改め、同表の 315 の項中「イ以外」を「イ及びウ以外」に、「380,000円」を「463,000円」に、

「	イ 昇降機を含む建築物に関する検査の申請又は完了の通知 アに掲げる額に、昇降機 1 基につき 13,000円を加えた額
---	---

を

「	イ 昇降機を含む建築物に関する検査の申請又は完了の通知 アに掲げる額に、昇降機 1 基につき 17,000円を加えた額 ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27
---	--

年法律第53号) 第12条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物(同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築による建築物を含む。以下この項において同じ。)又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物(同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築による建築物を含む。以下この項において同じ。)に関する検査の申請又は完了の通知アに掲げる額に、188,000円の範囲内において、建築物ごとに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法

律第11条第1項に規定する特定建築行為（以下この項において「特定建築行為」という。）に係る同条第1項に規定する非住宅部分（以下この項、389の9の項及び389の10の項において「非住宅部分」という。）の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額

に改め、「建築基準法第7条の3第1項に規定する」を削り、「370,000円」を「447,000円」に、

イ 昇降機を含む建築物に関する検査の申請又は完了の通知アに掲げる額に、昇降機1基につき12,000円を加えた額

を

イ 昇降機を含む建築物に関する検査の申請又は完了の通知アに掲げる額に、昇降機1基につき16,000円を加えた額
ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定により建築物エネルギー消費

		性能適合性判定を受けた計画による建築物又は同法第13条第2項の規定により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に関する検査の申請又は完了の通知 アに掲げる額に、 188,000円の範囲内において、建築物ごとに特定建築行為に係る非住宅部分の床面積の区分に応じ規則で定める額を加えた額
--	--	--

に改め、同表の 316 の項中「330,000 円」を「411,000 円」に改め、同表の 347 の 2 の項中「460,000 円」を「539,000 円」に改め、同表の 389 の 5 の項中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する」を削り、「同法」を「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する住宅（以下この項及び次項において「住宅」という。）」を「住宅」に、「460,000 円」を「539,000 円」に改め、同表の 389 の 6 の項中「460,000 円」を「539,000 円」に改め、同表の 389 の 9 の項中「（平成24年法律第84号）」を削り、「適合証」という。）」の次に「若しくはこれに類する書類として知事が別に定めるもの」を加え、「住宅以外の用途に供する部分（以下この項から 389 の16の項までにおいて「非住宅部分」という。）」を「非住宅部分」に、「460,000 円」を「539,000 円」に改め、同表の 389 の10の項中「適合証」を「適合証若しくはこれに類する書類として知事が別に定めるもの」に、「460,000 円」を「539,000 円」に改め、同表の 389 の11の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 2 条第 3 号に規定する」を削り、「（以下この項から 389 の13の項まで及び 389 の16の項において「性能基準」という。）及び」を「及び特定建築行為に係る」に改め、「性能基準及び」の次に「特定建築行為に係る」を加

え、同表の 389 の12の項及び 389 の13の項中「及び」の次に「特定建築行為に係る」を加え、同表の 389 の14の項中「第29条第 1 項」を「第34条第 1 項」に、「第30条第 2 項」を「第35条第 2 項」に、「第30条第 1 項各号」を「第35条第 1 項各号」に改め、「適合証」という。)」の次に「若しくはこれに類する書類として知事が別に定めるもの」を加え、「460,000 円」を「539,000 円」に改め、同表の 389 の15の項中「第31条第 1 項」を「第36条第 1 項」に、「第31条第 2 項」を「第36条第 2 項」に、「第30条第 2 項」を「第35条第 2 項」に、「適合証」を「適合証若しくはこれに類する書類として知事が別に定めるもの」に、「460,000 円」を「539,000 円」に改め、同表の 389 の16の項中「第36条第 1 項」を「第41条第 1 項」に、「又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第 6 項に規定する」を「(以下この項において「適合証」という。)又は」に、「第30条第 1 項」を「第35条第 1 項の規定」に改め、「第54条第 1 項」の次に「の規定」を、「建設住宅性能評価書の写し」の次に「若しくは適合証に類する書類として知事が別に定めるもの及び検査済証の写し」を加え、同表の備考の13を同表の備考の14とし、同表の備考の12中「第31条第 1 項」を「第36条第 1 項」に、「第29条第 3 項各号」を「第34条第 3 項各号」に改め、同表の備考の12を同表の備考の13とし、同表の備考の11中「第29条第 1 項」を「第34条第 1 項」に改め、同表の備考の11を同表の備考の12とし、同表の備考の10の次に次のように加える。

11 この表の 389 の11の項から 389 の13の項までに掲げる手数料について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第 1 項の規定による認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画に同条第 3 項各号に掲げる事項が記載されている場合であって、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同項に規定する他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の当該他の建築物に係る手数料の額は、この表の 389 の14の項(1)アの規定により算出した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第 1 の 315 の項の改正規定（「建築基準法第 7 条の 3 第 1 項に規定する」

を削る部分に限る。)、同表の 389 の 5 の項の改正規定(「460,000 円」を「539,000 円」に改める部分を除く。)、同表の 389 の 11 の項から 389 の 13 の項までの改正規定及び 389 の 16 の項の改正規定(「第 54 条第 1 項」の次に「の規定」を加える部分に限る。) 公布の日

(2) 別表第 1 の 278 の項の改正規定、同表の 389 の 9 の項の改正規定(「適合証」という。))の次に「若しくはこれに類する書類として知事が別に定めるもの」を加える部分に限る。)、同表の 389 の 10 の項の改正規定(「460,000 円」を「539,000 円」に改める部分を除く。)、同表の 389 の 14 の項の改正規定(「460,000 円」を「539,000 円」に改める部分を除く。)、同表の 389 の 15 の項の改正規定(「460,000 円」を「539,000 円」に改める部分を除く。)、同表の 389 の 16 の項の改正規定(「第 54 条第 1 項」の次に「の規定」を加える部分を除く。)及び同表の備考の改正規定 令和 3 年 4 月 1 日

(3) 別表第 1 の 124 の項の改正規定 令和 3 年 6 月 1 日
(経過措置)

2 この条例の施行の際現になされている申請に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 附則第 1 項第 3 号に掲げる規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 46 号)第 2 条の規定による改正前の食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 52 条第 1 項の規定により食品営業の許可を受けている者(同号に掲げる規定の施行の際現に許可を受けている者であって、当該許可期間が 1 年以下であるものを除く。)がその有効期間の満了に際し引き続き同一の食品営業の許可(これに相当する許可を含む。)を受けようとする場合における当該食品営業の許可の申請に係る手数料の額については、この条例による改正後の別表第 1 の 124 の項(2)に規定する額とする。

議案第 38 号

富山県特定非営利活動促進法施行条例一部改正の件

富山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

富山県特定非営利活動促進法施行条例（平成10年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 項中「第10条第 3 項」を「第10条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 6 月 9 日から施行する。

議案第 39 号

富山県登山届出条例一部改正の件

富山県登山届出条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県登山届出条例の一部を改正する条例

富山県登山届出条例（昭和41年富山県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1 号中「、性別」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 40 号

富山県ふぐの取扱いに関する条例一部改正の件

富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県ふぐの取扱いに関する条例の一部を改正する条例

富山県ふぐの取扱いに関する条例（平成22年富山県条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第12条—第13条」を「第12条・第13条」に改める。

第13条を削り、第12条の 2 第 1 項中「以下」を「以下この条において」に改め、第 3 章中同条を第13条とする。

第16条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に、「食用のふぐによる食中毒の発生を防止するために必要な基準であって、規則で定めるもの」を「富山県食品衛生条例（平成11年富山県条例第53号）別表第 1 及び別表第 2 に掲げる基準」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 食用のふぐを凍結する場合にあっては、食用のふぐを摂氏零下18度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。

第24条中「（第27条において「製品」という。）」を削る。

附則第 2 項中「以下「施行日」を「附則第 6 項及び第 9 項において「施行日」に改める。

附則中第 6 項を削り、第 7 項を第 6 項とし、第 8 項から第10項までを 1 項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第12条の 2 の改正規定（同条を第13条とする部分を除く。）及び第24条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の富山県ふぐの取扱いに関する

条例第14条第1項の認証を受けてふぐ処理営業を営んでいる者は、当該認証に係る同条第2項の有効期間の満了の日までの間は、なお従前の例により当該ふぐ処理営業を営むことができる。

議案第 41 号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第32条各号列記以外の部分中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第34条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第36条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条の次に次の1条を加える。

（身体拘束等の禁止）

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適性化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適性化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活

用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適性化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適性化のための研修を定期的実施すること。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第49条第1項中「第33条」を「第33条、第36条の2」に、「第36条」を「第36条第1項」に改め、同条第2項中「第33条」を「第33条、第36条の2」に、「第36条」を「第36条第1項」に、「前条第2項」を「同条第2項」に改める。

第60条第5項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第69条各号列記以外の部分中「第74条」を「第74条第1項」に改める。

第70条に次の1項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第72条に次の1項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第73条第2項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改

め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第74条に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第75条を次のように改める。

第75条 削除

第77条第2項第4号中「第75条第2項」を「次条において準用する第36条の2第2項」に改める。

第78条中「第37条、第38条第1項」を「第34条の2、第36条の2から第38条（第2項を除く。）まで」に、「第41条まで」を「第41条の2まで」に改める。

第87条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第176条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第176条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第91条各号列記以外の部分中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第92条第2項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止

のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第94条に次の1項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第95条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「及び第75条から第77条まで」を「、第76条及び第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第95条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に改める。

第95条の5中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第110条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削り、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第110条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削る。

第123条中「第35条」を「第34条（第1項及び第2項を除く。）」に改める。

第131条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第131条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第131条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第140条第2項第5号中「第75条第2項」を「第36条の2第2項」に改める。

第 141 条中「第37条」を「第34条の 2、第36条の 2」に改め、「、第75条」を削り、「第94条」を「第94条第 1 項」に、「第94条中」を「第94条第 1 項中」に改める。

第 141 条の 4 中「第37条」を「第34条の 2、第36条の 2」に改め、「、第75条」を削る。

第 145 条中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とする。

第 146 条第 2 項中「第 4 項まで及び第 6 項」を「第 5 項まで」に改める。

第 152 条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第 176 条の 2 に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第 176 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第 154 条中「第37条」を「第34条の 2、第36条の 2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第 2 項」とあるのは「第 154 条において準用する第75条第 2 項」と、同項第 5 号及び第 6 号」を「から第 6 号までの規定」に、「第94条」を「第94条第 1 項」に、「第94条中」を「第94条第 1 項中」に改める。

第 165 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定就労継続支援 A 型事業者は、利用者が、第 176 条の 2 に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第 176 条の 3 第 1 項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第 166 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

- 第 166 条の 3 指定就労継続支援 A 型事業者は、指定就労継続支援 A 型事業所ごとに、おおむね 1 年に 1 回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援 A 型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第 196 条の 3 の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第 167 条中「第37条」を「第34条の 2、第36条の 2」に、「第75条から第77条ま

で」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第167条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第172条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第172条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条」を「第94条第1項」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第176条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第176条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第176条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第176条の12及び第176条の20中「第34条」の次に「から第36条まで、第37条」を加える。

第178条第3項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第189条に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第193条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第193条において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第193条の4第4項及び第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」に改める。

第193条の11中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第193条の

11において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第193条の14第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第193条の21に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第193条の22中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第193条の22において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第194条第1項中「及び第5項」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「第6項」を「第5項」に改める。

第200条第1項中「第37条から」を「第34条の2、第36条の2から」に、「第61条まで」を「第62条まで」に、「、第77条、第83条」を「、第76条、第77条、第83条、第88条から第90条まで」に、「及び第94条」を「及び第92条から第94条まで」に、「第67条」とあるのは「第200条第2項から第5項まで」を「第67条」とあるのは「第200条第1項」に、「中「第75条第2項」とあるのは「第200条第1項において準用する第75条第2項」と、同項第5号及び第6号」を「から第6号までの規定」に、「第94条中「前条」とあるのは「第200条第2項から第5項まで」を「第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第200条第1項」に改め、同条第2項中「第62条、第75条、第76条、」を削り、「から第90条まで、第92条及び第93条」を「及び第87条」に改め、「、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、「及び第88条第4項」及び「、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第3項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第

93条、」及び「第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、」を削り、同条第4項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」及び「第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、」を削り、同条第5項中「第62条、第75条、第76条、」、「第88条から第90条まで、第92条、第93条」及び「第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削る。

附則第5条第1項各号列記以外の部分中「平成37年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則第15条中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第41条の2（新条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第131条、第131条の4、第141条、第141条の4、第154条、第167条、第172条、第

176条、第176条の12、第176条の20、第193条、第193条の11、第193条の22並びに第200条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条の2(新条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第131条、第131条の4、第141条、第141条の4、第154条、第167条、第172条、第176条、第176条の12、第176条の20、第193条、第193条の11、第193条の22並びに第200条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第34条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第35条第3項(新条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第123条、第176条の12並びに第176条の20において準用する場合を含む。)、第73条第2項及び第92条第2項(新条例第95条の5、第110条、第110条の4、第131条、第131条の4、第141条、第141条の4、第154条、第167条、第172条、第176条、第193条、第193条の11、第193条の22及び第200条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第36条の2第3項(新条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第131条、第131条の4、第141条、第141条の4、第154条、第167条、第172条、第176条、第193条、第193条の11、第193条の22並びに第200条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第36条の2第3項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 42 号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項第4号中エを削り、オをエとする。

第7条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「オ並びに」を「エ並びに」に改める。

第15条第1項中「この条」の次に「及び第36条第3項」を加える。

第27条第5項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第36条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準条例第176条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下この項及び次項において同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられ

るよう、指定就労定着支援事業者（指定障害福祉サービス基準条例第176条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。次項において同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

- 4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第46条各号列記以外の部分中「第52条」を「第52条第1項」に改める。

第47条に次の1項を加える。

- 4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第47条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第47条の2 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第49条に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第50条第2項中「指定障害者支援施設に」を「当該指定障害者支援施設に」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止

のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第52条に次の1項を加える。

- 2 指定障害者支援施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第53条に次の1項を加える。

- 3 指定障害者支援施設は、身体拘束等の適性化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適性化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適性化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適性化のための研修を定期的実施すること。

第59条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第59条の2 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第59条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第47条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第50条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第53条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 43 号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例一部改正の件

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障
害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように
改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障
害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条
例第76号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を
「講じなければ」に改める。

第8条に次の1項を加える。

3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が
得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（
以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」
を加える。

第25条に次の1項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において
行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ
相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための
方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第28条に次の1項を加える。

- 3 療養介護事業者は、身体拘束等の適性化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適性化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適性化のための指針を整備すること。
 - (3) 職員に対し、身体拘束等の適性化のための研修を定期的実施すること。

第2章中第32条の2を第32条の3とし、第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第74号）第176条の2に規定する指定就労定着支援をいう。第67条第2項及び第82条第2項において同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第176条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。第67条第2項及び第82条第2項において同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を

定期的に実施すること。

第50条、第55条及び第60条中「第32条の2まで」を「第32条の3まで」に改める。

第63条中第6項を削り、第7項を第6項とする。

第64条第2項中「第5項まで及び第7項」を「第6項まで」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「第32条の2まで」を「第32条の3まで」に改める。

第71条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として基準省令第72条の3の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第82条に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第84条及び第87条中「第32条の2まで」を「第32条の3まで」に改める。

第89条第1項中「及び第6項」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「第7項」を「第6項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第32条の2(新条例第

50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2（新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第25条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第2項及び第48条第2項（新条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第28条第3項（新条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 44 号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める
条例一部改正の件

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地
域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように
改正する。

令和3年2月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地
域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条
令第77号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を
「講じなければ」に改める。

第5条に次の1項を加える。

3 センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られ
るよう連携に努めなければならない。

第7条第2項第2号中「第18条第2項」を「第20条第2項」に改め、同項第3号
中「第19条第2項」を「第21条第2項」に改める。

第20条を第23条とし、第19条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第22条 センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を
講じなければならない。

(1) 当該センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電
話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとと
もに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第18条を第20条とし、第17条を第19条とする。

第16条第2項中「センターに」を「当該センターに」に、「必要な措置を講ずよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第22条第1号において「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第16条を第18条とし、第15条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第17条 センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第15条 センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 センターは、当該センターの職員によってサービスを提供しなければならない。
ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日（次項及び附則第4項において「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（次項及び附則第4項において「新条例」という。）第3条第4項及び第22条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第17条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第18条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 45 号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例一部改
正の件

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福
祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福
祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第78号）
の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を
「講じなければ」に改める。

第6条第2項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条に次の1項
を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得ら
れるよう連携に努めなければならない。

第8条第2項第2号中「第16条第2項」を「第18条第2項」に改め、同項第3号
中「第17条第2項」を「第19条第2項」に改める。

第18条を第21条とし、第17条を第19条とし、同条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第20条 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置
を講じなければならない。

(1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ
電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催すると
ともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第16条を第18条とし、第15条を第17条とする。

第14条第2項中「福祉ホームに」を「当該福祉ホームに」に、「必要な措置を講
ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次
の各号を加える。

(1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討
する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（第20条第1号において
「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）
を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備
すること。

(3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のた
めの研修及び訓練を定期的に行うこと。

第14条を第16条とし、第13条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第15条 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサー
ビスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図
るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該
業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な
研修及び訓練を定期的に行うこと。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続
計画の変更を行うものとする。

第12条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第13条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の
勤務の体制を定めておかななければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければなら
ない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限り

でない。

- 3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(次項及び附則第4項において「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(次項及び附則第4項において「新条例」という。)第3条第4項及び第20条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第15条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第16条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 46 号

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例一
部改正の件

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障
害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正す
る。

令和3年2月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障
害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第79
号）の一部を次のように改正する。

目次中「第46条」を「第47条」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を
「講じなければ」に改める。

第7条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が
得られるよう連携に努めなければならない。

第11条第1項第5号中エを削り、オをエとする。

第12条第1項中「及びエ」を削り、同条第2項中「オ並びに」を「エ並びに」に
改める。

第19条第5項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（
以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」
を加える。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定

着支援（富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第74号）第176条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下この項及び次項において同じ。）の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第176条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。次項において同じ。）との連絡調整を行わなければならない。

- 4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

- 4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第37条の2 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第2項中「障害者支援施設に」を「当該障害者支援施設に」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のた

めの対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、身体拘束等の適性化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適性化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適性化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適性化のための研修を定期的実施すること。

第46条を第47条とし、第45条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第46条 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの

間、この条例による改正後の富山県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第46条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第37条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第39条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体拘束等の禁止に係る経過措置）

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第41条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 47 号

富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件

富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月26日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第63号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 設備及び運営に関する基準（第4条—第35条）」を
「第3章 設備及び運営に関する基準（第4条—第36条）
第4章 雑則（第37条）」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1項を加える。

- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条に次の1項を加える。

- 3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第18条第5項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第23条第2項中「第35条まで」を「第36条まで」に改める。

第25条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、

介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「並びに」を「及び」に改め、「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第29条に次の1項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第34条第1項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第3章中第35条を第36条とし、第34条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第35条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1章を加える。

第4章 雑則

（電磁的記録等）

第37条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2条中「第35条まで」を「第36条まで」に改める。

附則第3条に次の1項を加える。

4 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

附則第10条中「第35条まで」を「第36条まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項及び第35条（新条例附則第10条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第8条（新条例附則第10条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第8条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条第3項（新条例附則第10条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2（新条例附則第10条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第25条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第2項第3号（新条例附則第10条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、その介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第34条第1項(新条例附則第10条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 48 号

富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件

富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条に次の1項を加える。

- 3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第13条第12項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第17条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第22条第2項中「第31条まで」を「第32条まで」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研

修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

- 4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第24条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第25条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第30条第1項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第31条を第32条とし、第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第31条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第32条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第33条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項及び第31条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第8条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第24条の2の規定の適用につい

ては、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条第2項第3号の規定にかかわらず、養護老人ホームは、その支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第30条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 49 号

富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件

富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第65号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の2」を「第32条の3」に、

「第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第50条―第53条）」

を

「第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第50条―第53条）」

第6章 雑則（第54条）」

に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第7条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第8条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条に次の1項を加える。

- 3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参

加が得られるよう連携に努めなければならない。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第24条第2項中「第32条の2まで」を「第32条の3まで」に改める。

第25条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

- 4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第25条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第32条第1項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第2章中第32条の2を第32条の3とし、第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第34条に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第35条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第36条第4項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(エ)を次のように改める。

(エ) 1の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第37条第8項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第41条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第41条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第43条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を加え、「第32条の2まで」を「第32条の3まで」に改める。

第46条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第46条第9項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第48条第1項中「協議会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第49条中「、第32条及び第32条の2」を「及び第32条から第32条の3まで」に、「第32条の2まで」を「第32条の3まで」に改める。

第51条第4項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(エ)を次のように改める。

- (エ) 1の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第53条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を加え、「、第32条の2」を「から第32条の3まで」に、「第32条の2まで」を「第32条の3まで」に改める。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第54条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記

載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第5条から第7条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第5項(新条例第49条において準用する場合を含む。)、第32条の2(新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)及び第34条第3項(新条例第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第8条(新条例第49条において準用する場合を含む。)及び第35条(新条例第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条第3項(新条例第49条において準用する場合を含む。)及び第41条第4項(新条例第53条において準用す

る場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2(新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第25条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第2項第3号(新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、特別養護老人ホームは、その介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第32条第1項(新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員等に係る経過措置)

- 7 施行日以後、当分の間、新条例第36条第4項第1号ア(イ)及び第51条第4項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、新条例第12条第1項第4号ア及び第41条第2項(新条例第53条において準用する場合を含む。)の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 8 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、

この条例による改正前の富山県老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第4項第1号ア(エ)b及び第51条第4項第1号ア(エ)bに規定する要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

議案第 50 号

富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件

富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第66号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第 4 節 運営に関する基準（第 270 条—第 276 条）」を
「 第 4 節 運営に関する基準（第 270 条—第 276 条）
第14章 雑則（第 277 条）
第 3 条に次の 2 項を加える。」に改める。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第30条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の 1 項を加える。

4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

- 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第34条に次の1項を加える。

- 2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第57条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。
- 3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第63条中「第32条」を「第32条の2」に、「、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで」を「から第41条まで（第38条第5項及び第6項を除く。）」に改める。

第77条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第85条第5号中「される会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第87条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第95条第2項各号列記以外の部分中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第95条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行う。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告する。

第96条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第107条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第108条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第108条に次の1項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第110条に次の1項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第111条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指

針を整備すること。

- (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第111条の2を第111条の3とし、第111条の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第113条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に改め、「第107条」と、「」の次に「同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第115条中「第27条、第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に、「第34条に」を「第34条第1項に」に、「及び第34条」を「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に、「及び第108条第3項」を「、第108条第3項及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」に改める。

第135条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「第39条」を「第40条の2」に改め、「第107条」と、「」の次に「同項、第28条、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第143条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第144条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第146条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加える。

第148条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のうちそれぞれ1人」を「のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項まで」を「第7項まで」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定による看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第151条第1項第2号ア中「第110条」を「第110条第1項」に改め、同号イ中「第110条」を「第110条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）」を「併設本体施設」に改める。

第164条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第168条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「（第39条第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第108条第3項」の次に「及

び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第171条第1項第2号ア中「第110条」を「第110条第1項」に改め、同号イ中「第110条」を「第110条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)後段を削る。

第178条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第179条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第179条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第181条の3中「、第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「（第39条第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。））」と、第34条第1項中」に改め、「同じ。））」と、「」の次に「同項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「の提供に当たる」及び「（以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。））」を削り、「第108条第3項」の次に「及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第188条中「、第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで」を「から第41条まで（第38条第5項及び第6項並びに第39条第2項を除く。））」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第108条第3

項」の次に「及び第4項並びに第111条第2項第1号及び第3号」を加える。

第201条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第204条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「（第39条第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「第152条第1項」を「第144条第2項第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第152条第1項」に改める。

第213条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第214条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第214条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第226条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第232条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第233条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認

知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 233 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 237 条中「第27条」の次に「、第32条の 2」を加え、「から第41条まで」を「、第38条、第40条から第41条まで」に、「第34条中」を「第32条の 2 第 2 項、第34条第 1 項並びに第40条の 2 第 1 号及び第 3 号中」に、「読み替える」を「、第 111 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替える」に改める。

第 245 条中第10号を第11号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 248 条中「第27条」の次に「、第32条の 2」を加え、「から第41条まで」を「、第38条、第40条から第41条まで」に、「第34条中」を「第32条の 2 第 2 項並びに第40条の 2 第 1 号及び第 3 号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第 1 項中」に改め、「の従業者」との次に「、第 111 条第 2 項第 1 号及び第 3 号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と」を加える。

第 257 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 260 条に次の 1 項を加える。

- 6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため

の指針を整備すること。

(3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第261条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第263条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第257条」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を、「サービス利用」と」の次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第265条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条（第5項及び第6項を除く。）、第39条から第41条まで」を「から第41条まで（第38条第5項及び第6項を除く。）」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に、「第257条」と、「」を「第257条」と、同項、第32条の2第2項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「利用」と」の次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第276条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第257条」と、「」の次に「同項、第32条の2第2項、第33条第3項第1号及び第3号並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「第33条中」を「第33条第1項中」に改め、「サービス利用」と」の次に「、同条第4項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

本則に次の1章を加える。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第277条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第42条の4、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、

第115条、第135条、第146条、第168条（第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び前条において準用する場合を含む。）及び第224条第1項（第248条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第11条から第13条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新条例第42条の4、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第30条（新条例第42条の4及び第47条において準用する場合を含む。）、第57条（新条例第63条において準用する場合を含む。）、第77

条、第87条、第96条、第107条（新条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。）、第143条、第164条（新条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。）、第178条、第201条、第213条、第232条、第245条及び第257条（新条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条の2（新条例第42条の4、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第3項（新条例第42条の4、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条及び第276条において準用する場合を含む。）、第111条第2項（新条例第115条、第135条、第168条（新条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第237条及び第248条において準用する場合を含む。）、第144条第2項（新条例第204条（新条例第216条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第260条第6項（新条例第265条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第57条の2第3項（新条例第63条において準用する場合を含む。）、第108条第3項（新条例第115条、第135

条、第 146 条、第 168 条、第 181 条の 3、第 188 条及び第 204 条において準用する場合を含む。）、第 179 条第 4 項、第 214 条第 4 項及び第 233 条第 4 項（新条例第 248 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（ユニットの定員等に係る経過措置）

- 6 施行日以後、当分の間、新条例第 171 条第 6 項第 1 号ア(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、新条例第 148 条第 1 項第 3 号及び第 179 条第 2 項の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この条例による改正前の富山県介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第 171 条第 6 項第 1 号ア(ウ)（後段に係る部分に限る。）に規定する要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

議案第 51 号

富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例一部改正の件

富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第67号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 264 条—第 266 条） 」

を

「 第 5 節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第 264 条—第 266 条） 」

第14章 雑則（第 267 条） 」

に改める。

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活

用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第55条の2第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第55条の2に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条の2の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第55条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第55条の3に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第55条の4に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第55条の9の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第55条の10の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第55条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第63条中「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。

第73条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第73条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第73条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第75条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改める。

第83条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第85条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「、第69条及び第73条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改め、「）」との次に「、第73条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と」を加える。

第87条第1号中「される会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第92条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第94条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「、第69条及び第73条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に改め、「」と」の次に「、第73条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と」を加える。

第96条第2項各号列記以外の部分中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。

第96条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うものとする。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第 121 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 121 条の 2 第 3 項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 121 条の 2 に次の 1 項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 121 条の 4 に次の 1 項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第 122 条第 2 項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修

及び訓練を定期的実施すること。

第124条中「第52条の3」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第55条の4中」を「第55条の4第1項中」に改める。

第130条第1項第2号及び第3号中「1人」を「1」に改め、同条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のうちそれぞれ1人」を「のうち1人以上は、常勤でなければならない。また、同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第7項中「第6項まで」を「第7項まで」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第1項第3号の規定による看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第133条第1項第2号ア中「第121条の4」を「第121条の4第1項」に改め、同号イ中「第121条の4」を「第121条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第139条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第140条の2第2項中「発症」を「発生」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第143条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「（第55条の9第2項を除く。）」を加え、「第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、」を「第55条の2の2第2項、第55条の4第1項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」に、「、第121条の2第3項」を「、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第139条」と、第121条の2第3項及び第4項」に改める。

第154条第1項第2号ア中「第121条の4」を「第121条の4第1項」に改め、同号イ中「第121条の4」を「第121条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第6項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)後段を削る。

第157条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第158条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第158条に次の1項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第165条の3中「第55条の4から第55条の11」を「第55条の2の2、第55条の4から第55条の11まで（第55条の9第2項を除く。）」に、「第55条の4中「第55条」とあるのは「第139条」と、」を「第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。））」と、第55条の4第1項中「第55条」とあるのは「第139条」と、同項並びに第55条の10の2第1号及

び第 3 号中」に、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第 121 条の 2 第 3 項を「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第 121 条の 2 第 3 項及び第 4 項に、「及び第 138 条」を「、第 138 条並びに第 140 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 3 号」に改める。

第 167 条第 1 項第 2 号中「1 人」を「1」に改める。

第 172 条中「第 55 条の 4 から第 55 条の 7 まで、第 55 条の 8（第 5 項及び第 6 項を除く。）、第 55 条の 9 から第 55 条の 11 まで」を「第 55 条の 2 の 2、第 55 条の 4 から第 55 条の 11 まで（第 55 条の 8 第 5 項及び第 6 項並びに第 55 条の 9 第 2 項を除く。）」に、「第 55 条の 4 中「第 55 条」とあるのは「第 172 条において準用する第 139 条」と、」を「第 55 条の 2 の 2 第 2 項、第 55 条の 4 第 1 項並びに第 55 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号中」に、「第 57 条第 1 項」を「第 55 条の 4 第 1 項中「第 55 条」とあるのは「第 172 条において準用する第 139 条」と、第 57 条第 1 項」に改め、「第 121 条の 2 第 3 項」の次に「及び第 4 項」を加える。

第 179 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 182 条中「第 54 条」の次に「、第 55 条の 2 の 2」を、「第 55 条の 11 まで」の次に「（第 55 条の 9 第 2 項を除く。）」を加え、「第 55 条の 4 中」を「第 55 条の 2 の 2 第 2 項、第 55 条の 4 第 1 項並びに第 55 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第 55 条の 4 第 1 項中」に改め、「、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と」を削り、「第 121 条の 2 第 3 項」の次に「及び第 4 項並びに第 122 条第 2 項第 1 号及び第 3 号」を加える。

第 194 条中第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 195 条第 4 項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 195 条に次の 1 項を加える。

- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 212 条第 3 項第 1 号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第 213 条中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 214 条第 4 項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第 214 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 218 条中「第 54 条まで」の次に「、第 55 条の 2 の 2」を、「第 55 条の 11 まで」の次に「（第 55 条の 9 第 2 項を除く。）」を加え、「及び第 55 条の 4」を「、第 55 条の 2 の 2 第 2 項、第 55 条の 4 第 1 項並びに第 55 条の 10 の 2 第 1 号及び第 3 号」に、「同条」を「同項」に改め、「第 213 条」との次に「、第 140 条の 2 第 2 項第 1 号及び第 3 号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第 232 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 235 条中「第 54 条まで」の次に「、第 55 条の 2 の 2」を、「第 55 条の 11 まで」

の次に「（第55条の9第2項を除く。）」を、「第53条」の次に「、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号」を加え、「第55条の4中」を「第55条の4第1項中」に、「第210条第2項」を「第140条の2第2項第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第210条第2項」に改める。

第243条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第246条に次の1項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第247条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第249条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第243条」と、「」の次に「同項、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」を、「サービス利用」との次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第254条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第55条の7まで、第55条の8（第5項及び第6項を除く。）、第55条の9から第55条の11まで、第57条並びに」を「第55条の11まで（第55条の8第5項及び第6項を除く。）、第57条

、」に、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第243条」と、「」の次に「同項、第55条の2の2第2項並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」を、「利用」と」の次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第263条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第4項」に改め、「第243条」と、「」の次に「同項、第55条の2の2第2項、第55条の3第3項第1号及び第3号並びに第55条の10の2第1号及び第3号中」を、「サービス利用」と」の次に「、同条第4項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

本則に次の1章を加える。

第14章 雑則

(電磁的記録等)

第267条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当た者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第51条の5第1項(第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(第160条において準用する場合を含む。))、第165条の3、第172条、第182条(第197条において準用する場合を含む。))、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。)及び第210条第1項(第235条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当た者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識

することができない方法をいう。) によることができる。

附則第13条から第15条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第55条の10の2(新条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(新条例第160条において準用する場合を含む。))、第165条の3、第172条、第182条(新条例第197条において準用する場合を含む。))、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第55条(新条例第63条において準用する場合を含む。))、第73条、第83条、第92条、第121条、第139条(新条例第165条の3及び第172条において準用する場合を含む。))、第157条、第179条、第194条、第213条、第232条及び第243条(新条例第254条及び第263条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の2第3項(新条例第63条において準用する場合を含む。))、第121条の2第3項(新条例第143条、第165条の3、第172条及び第182条において準用する場合を含む。))、第158条第4項、第195条第4項及び第214条第4項(新条例第235条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の2の2(新条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条(新条例第160条において準用する場合を含む。))、第165条の3、第172条、第182条(新条例第197条において準用する場合を含む。))、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第55条の2の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第55条の3第3項(新条例第63条、第75条、第85条、第94条及び第263条において準用する場合を含む。))、第122条第2項(新条例第182条(新条例第197条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))、第140条の2第2項(新条例第160条、第165条の3、第172条、第218条及び第235条において準用する場合を含む。))及び第246条第6項(新条例第254条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員等に係る経過措置)

- 6 施行日以後、当分の間、新条例第154条第6項第1号ア(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、新条例第130条第1項第3号及び第158条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、この条例による改正前の富山県介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第154条第6項第1号ア(ウ)(後

段に係る部分に限る。)に規定する要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

議案第 52 号

富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件

富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第68号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 運営に関する基準（第47条—第55条）」を
「 第3節 運営に関する基準（第47条—第55条）
第6章 雑則（第56条）」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第5条第10項中「指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする

。）」を加える。

第17条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第22条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第22条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第22条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条各号列記以外の部分中「第35条」を「第35条第1項」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。
第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非

常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第4号中「及び」を「又は」に改める。

第35条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第41条第1項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第41条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第41条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第45条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第46条第1項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 1の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第48条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第52条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第56条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項及び第13条第1項(これらの規定を前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附則第5条から第7条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第4項、第41条の2(新条例第55条において準用する場合を含む。)及び第45条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第29条及び第52条の規定の適用につ

いては、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第22条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第22条の3（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第22条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項及び第53条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第30条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項第3号（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定介護老人福祉施設は、その介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第41条第1項（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置

を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員等に係る経過措置)

- 9 施行日以後、当分の間、新条例第46条第1項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、新条例第5条第1項第3号ア及び第53条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 10 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この条例による改正前の富山県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第46条第1項第1号ア(ウ) bに規定する要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

議案第 53 号

富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例一部改正の件

富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第69号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 運営に関する基準（第46条—第54条）」を
「 第3節 運営に関する基準（第46条—第54条）
第6章 雑則（第55条）
第3条に次の2項を加える。」に改める。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4条第6項及び第7項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第6条第1項第1号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機

器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第17条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条各号列記以外の部分中「第35条」を「第35条第1項」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に

対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第45条第4項第1号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第47条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条まで」を「第20条の3まで」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第55条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項及び第13条第1項（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第4条から第8条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項、第40条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第29条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」

とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第30条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項第3号（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護老人保健施設は、その介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第40条第1項（新条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 54 号

富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例一部改正の件

富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月26日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年富山県条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 運営に関する基準（第47条—第55条）」を
「第3節 運営に関する基準（第47条—第55条）
第6章 雑則（第56条）」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第4項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第6条第1項第1号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第16条第6項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第17条第6項中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第20条の3 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条各号列記以外の部分中「第35条」を「第35条第1項」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）

を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条第2項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第35条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条第1項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第45条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第46条第4項第1号イ(ア)中「第32条」を「第32条第1項」に改め、同号イ(イ)中「第32条」を「第32条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第48条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第52条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第20条まで」を「第20条の3まで」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第56条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定され

ている又は想定されるもの（第10条第1項及び第13条第1項（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、「次条から附則第5条まで」の次に「及び附則第8条」を加える。

附則第3条から第7条までの規定中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、附則に次の1条を加える。

第8条 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第5条第2項第3号イ及び第46条第2項第2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項、第40条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）及び第45条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第29条及び第52条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事

項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生^{くわう}の管理に係る経過措置）

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条第3項及び第53条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第30条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第30条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第33条第2項第3号（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、介護医療院は、その介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第40条第1項（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

議案第 55 号

富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件

富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第70号）の一部を次のように改正する。

目次中「 第3節 運営に関する基準（第47条—第55条）」を
「 第3節 運営に関する基準（第47条—第55条）
第6章 雑則（第56条）」に改める。

第3条に次の2項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

第4条第3項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

第4条第6項中「第1項第5号及び第3項第6号」を「第1項第6号及び第3項第7号」に改め、同条第7項ただし書を次のように改める。

ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第4条第8項中「第1項第5号、第3項第6号」を「第1項第6号、第3項第7号」に改める。

第17条第6項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第18条第6項中「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族(以下この項において「入院患者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第20条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第20条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔^{くう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生^{くう}の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生^{くう}の管理を計画的に行わなければならない。

第28条各号列記以外の部分中「第34条」を「第34条第1項」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第29条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第29条に次の1項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保す

る観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第29条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条に次の1項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第32条第2項第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第34条に次の1項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項各号列記以外の部分中「定める」を「掲げる」に改め、同項第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第39条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第43条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第44条第2項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 1の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第45条第2項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 1の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第46条第2項第1号ア(イ)ただし書中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)を次のように改める。

(ウ) 1の病室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

第48条第8項第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第52条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第53条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第53条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条中「第20条まで」を「第20条の3まで」に改め、「第27条まで」の次に「、第29条の2」を加える。

本則に次の1章を加える。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第56条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第11条第1項及び第14条第1項(これらの規定を前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行う

ことができる。

- 2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第9条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則第10条各号列記以外の部分中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改め、同条第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1以上

附則第11条及び第12条中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項、第39条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）及び第43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第28条及び第52条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
（栄養管理に係る経過措置）
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

(認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項及び第53条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項第3号（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定介護療養型医療施設は、その介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第39条第1項（新条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員等に係る経過措置)

- 9 施行日以後、当分の間、新条例第44条第2項第1号ア(イ)、第45条第2項第1号ア(イ)及び第46条第2項第1号ア(イ)の規定に基づき入院患者の定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護療養型医療施設は、新条例第4条第1項第2号及び第3号、同条第2項第2号及び第3号、同条第3項第2号及び第3号、附則第2条第2号、附則第3条、附則第9条、附則第10条第2号及び第3号並び

に第53条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護療養型医療施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 10 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、施行日以後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の病室であって、この条例による改正前の富山県介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第44条第2項第1号ア(ウ) b、第45条第2項第1号ア(ウ) b及び第46条第2項第1号ア(ウ) bに規定する要件を満たしている病室については、なお従前の例による。

議案第 56 号

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例一部改正の件

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「児童福祉施設」の次に「（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第13条の2及び第14条第3項において「障害児入所施設等」という。）を除く。同条第2項において同じ。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（非常災害対策）

第7条の2 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあっては毎月1回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第13条の2 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継

続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第28条第4項、第37条第3項及び第58条第4項中「。)」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第68条第3項中「4.3」を「4」に改め、同条第11項中「乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人」を「児童おおむね4人」に改め、同条第15項中「。)」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第82条第1項中「場合には、」を「場合には」に改め、「」を「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他基準省令第63条第1項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下この項において同じ。))を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる施設又は場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

- (1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員
- (5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

第82条第2項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に、「する」を「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同条第6項中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同条第7項中「第1項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員」に改める。

第92条第3項及び第100条第4項中「。）」の次に「若しくは大学院」を、「学科」の次に「、研究科」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条

例（以下「新条例」という。）第13条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第14条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（人員の配置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の際現に存するこの条例による改正前の富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項及び附則第6項において「旧条例」という。）第67条第2号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新条例第68条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 5 この条例の施行の際現に存する旧条例第68条第9項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新条例第68条第11項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 6 この条例の施行の際現に存する旧条例第82条第1項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新条例第82条第2項の規定の適用については、令和4年3月31日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。

議案第 57 号

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月26日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条第1項第1号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

- (1) 児童指導員（富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第71号）第28条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、次に掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上

第6条第2項中「おいて日常生活」を「おいて、日常生活」に、「行う場合には、」を「行う場合には」に改め、「」を「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）第5条第2項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことが

できる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等をいう。次条第2項第2号及び第73条第2項第2号において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として^{かくたん}喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する^{かくたん}喀痰吸引等業務をいう。次条第2項第2号及び第73条第2項第2号において同じ。）を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条第2項第3号及び第73条第2項第3号において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条第2項第3号及び第73条第2項第3号において同じ。）を行う場合

第6条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項各号列記以外の部分中「前2項」を「前3項」に改め、同項第2号中「（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員又は看護職員（以下「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第7条第2項中「日常生活」を「、日常生活」に、「は、機能訓練担当職員を」

を「には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第7条第6項中「第4項まで」を「第5項まで」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項各号列記以外の部分中「第2項」の次に「及び第3項」を加え、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第7条第3項各号列記以外の部分中「前項」を「前2項」に、「従業者を」を「従業者（第2項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。） 医療的ケアを行うために必要な数

第7条中第3項を第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第24条第4項中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「基準省令」という。）」を「基準省令」に改める。

第28条第5項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第38条各号列記以外の部分中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第39条に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第41条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第42条第2項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが

できるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第44条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第45条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適性化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第46条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第52条第2項中「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加える。

第56条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第71条中「第44条中」を「第44条第1項中」に、「第55条第2項第3号」を「同項第3号」に改める。

第73条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「日常生活」を「、日常生活」に、「には、機能訓練担当職員を」を「には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引^{かくたん}等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引^{かくたん}等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第73条中第7項を第8項とし、同条第6項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第6項とし、同条中第4項を第5項とし、同条第3項各号列記以外の部分中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前項の規定に基づき、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第79条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」

に改め、同条第3項を削る。

第81条の3第2項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)若しくは大学院において」に、「学科」を「学科、研究科」に改める。

第81条の9中「第39条」の次に「、第39条の2」を加える。

第89条中「第39条」の次に「、第39条の2」を加え、「第44条中」を「第44条第1項中」に改める。

第90条第1項中「第6条第1項、第2項及び第4項、第7条」を「第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条(第3項及び第6項を除く。)」に、「第73条第1項、第2項及び第4項」を「第73条第1項から第3項まで及び第5項」に、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援」を「同条第3項及び第5項中「指定児童発達支援」」に、「、同条第2項及び第3項」を「、同条第2項及び第4項」に、「同条第4項中「指定児童発達支援事業所」を「同条第5項中「指定児童発達支援事業所」に、「同条第5項」を「同条第7項」に、「同条第6項」を「同条第8項」に、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項を「同条第3項及び第5項」に改め、同条第2項中「第6条第5項及び第73条第5項」を「第6条第6項及び第73条第6項」に改める。

附則第2条中「第6項」を「第7項」に、「第5項」を「第6項」に改める。

附則第3条中「及び第3項第1号」を「及び第4項第1号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第4項及び第46条第2項(新条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第39条の2（新条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第39条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第42条第2項（新条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体拘束等の禁止に係る経過措置）

5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第45条第3項（新条例第55条の6、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（人員の配置に係る経過措置）

6 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の富山県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「旧条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者（次項及び附則第8項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新条例第6条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

7 旧指定児童発達支援事業者に対する新条例第6条第3項及び第7項並びに第52条第2項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、新条例第6条第3項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害

福祉サービス経験者」という。) 」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」と、新条例第52条第2項中「学校教育法（昭和22年法律第26号）」とあるのは「学校教育法」とする。

- 8 旧指定児童発達支援事業者については、新条例第7条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に旧条例第56条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新条例第56条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧条例第56条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項及び附則第13項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新条例第73条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第73条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 13 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第73条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 14 この条例の施行の際現に旧条例第79条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新条例第79条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧条例第79条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

議案第 58 号

富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例一部改正の件

富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

令和3年2月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年富山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項第3号ア(ア)中「4.3」を「4」に改め、同号ア(イ)中「である乳児又は幼児（次条第3項第3号及び第53条第1項第2号において「乳幼児」という。）の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数」を「の数を4で除して得た数」に、「当該合計数」を「当該数」に改め、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第6条第3項第3号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（第53条第1項第2号において「乳幼児」という。）」に改める。

第22条第5項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第35条各号列記以外の部分中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

第36条に次の1項を加える。

- 4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第36条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第36条の2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第38条に次の1項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第39条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第41条に次の1項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第42条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第43条に次の1項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第58条中「第41条中」を「第41条第1項中」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和4年3月31日までの間、この条例による改正後の富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項及び第43条第2項（新条例第58条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずる

よう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第36条の2(新条例第58条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第36条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第39条第2項(新条例第58条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第42条第3項(新条例第58条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(人員の配置に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正前の富山県児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(次項において「旧条例」という。)第5条第1項第3号ア(ア)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新条例第5条第1項第3号ア(ア)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 7 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第5条第1項第3号ア(イ)に規定する主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新条例第5条第1項第3号ア(イ)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

議案第 59 号

富山県薬事総合研究開発センター条例一部改正の件

富山県薬事総合研究開発センター条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県薬事総合研究開発センター条例の一部を改正する条例

富山県薬事総合研究開発センター条例（昭和60年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

（使用料等の徴収方法）

第 5 条 使用料及び手数料は、知事の発行する納入通知書により徴収する。ただし、これにより難しい場合においては、口頭又は掲示の方法により現金で徴収する。

別表の 1 の表中「400 円」を「500 円」に改める。

別表の 2 の表中「（動物を用いる試験を除く。）」及び「動物を用いる試験及び」を削り、動物を用いる試験の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に利用又は依頼の承認を受けている者の当該承認に係る使用料又は手数料の額については、この条例による改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 60 号

富山県農林水産総合技術センター条例一部改正の件

富山県農林水産総合技術センター条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県農林水産総合技術センター条例の一部を改正する条例

富山県農林水産総合技術センター条例（平成19年富山県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「その位置は、」を「これらの施設の位置は、それぞれ」に改め、同項の表を次のように改める。

富山県農林水産総合技術センタースマート農業普及センター	富山市
富山県農林水産総合技術センター林業普及センター	中新川郡立山町

第 9 条第 1 項中「に係る」を「並びに富山県農林水産総合技術センタースマート農業普及センターに係る」に改める。

第10条を次のように改める。

（使用料等の徴収方法）

第10条 使用料及び手数料は、知事の発行する納入通知書により徴収する。ただし、これにより難しい場合においては、口頭又は掲示の方法により現金で徴収する。

別表の 1 の表中

6	林業機械及び研修室	1 台又は 1 室につき 1 時間	200 円以上 1,300 円以下
---	-----------	-------------------	-------------------

を

6	農業機械（機械の性能向上 1 日単位で使用するものを除く。）及び研修室	1 台又は 1 室につき 1 時間	400 円以上 1,700 円以下
7	農業機械（機械の性能向上	1 台につき 1 日	2,800 円以下

1日単位で使用するものに限る。)		
8 研修用ほ場	1日	13,000円以下
	1時間	2,200円以下
9 林業機械及び研修室	1台又は1室につき1時間	200円以上1,300円以下

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第 61 号

富山県都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準を定める
条例一部改正の件

富山県都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例の一部
を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準を定める
条例の一部を改正する条例

富山県都市公園法に基づく都市公園及び公園施設の設置基準を定める条例（平成
24年富山県条例第84号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 6 項中「同項本文」を「法第 4 条第 1 項本文」に改め、同条に次の 1 項
を加える。

7 政令第 6 条第 7 項に規定する場合に関する都市再生特別措置法（平成14年法律
第22号）第62条の 7 第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 4 条第 1 項ただ
し書の条例で定める範囲は、政令第 6 条第 7 項に規定する滞在快適性等向上公園
施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の10を限度として法
第 4 条第 1 項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることと
する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 62 号

市町村立学校県費負担教職員定数条例一部改正の件

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

市町村立学校県費負担教職員定数条例（昭和35年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「5,579 人」を「5,555 人」に、「29人」を「27人」に、「266 人」を「267 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 63 号

富山県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例一部改正の件

富山県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する
条例

富山県公安委員会の委員の服務の宣誓に関する条例（昭和29年富山県条例第22号）
の一部を次のように改正する。

別記様式中「別記」を「別記様式（第 2 条関係）」に改め、「㊦」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 64 号

富山県警察の組織等に関する条例一部改正の件

富山県警察の組織等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例

富山県警察の組織等に関する条例（昭和29年富山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の表中「337 人」を「333 人」に、「2,276 人」を「2,272 人」に改める。

附則第 3 項中「337 人」を「333 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 65 号

富山県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び
富山県暴力団排除条例一部改正の件

富山県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び富山県暴
力団排除条例の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び
富山県暴力団排除条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改める。

- (1) 富山県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59
年富山県条例第36号）第 6 条第 2 項第 3 号
- (2) 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第 4 号）第 2 条第 6 号オ

附 則

この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 66 号

富山県魚介類行商取締条例廃止の件

富山県魚介類行商取締条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県魚介類行商取締条例を廃止する条例

富山県魚介類行商取締条例（昭和25年富山県条例第25号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。ただし、附則第 5 項、第 7 項及び第 9 項の規定は、同年 12 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の富山県魚介類行商取締条例（以下この項において「旧条例」という。）第 3 条第 1 項の許可を受けて魚介類行商を営んでいる者であって、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）第 2 条の規定による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 57 条第 1 項の規定による届出をしていないものについては、旧条例の規定は、この条例の施行の日から起算して 6 月を経過する日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正）

- 4 富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 15 年富山県条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

別表富山県魚介類行商取締条例（昭和 25 年富山県条例第 25 号）の項中「富山県魚介類行商取締条例」を「富山県魚介類行商取締条例を廃止する条例（令和 3 年富山県条例第 号）附則第 2 項の規定によりなおその効力を有することとされた富山県魚介類行商取締条例」に改める。

- 5 富山県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を次のよ

うに改正する。

別表富山県魚介類行商取締条例を廃止する条例（令和3年富山県条例第 号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた富山県魚介類行商取締条例（昭和25年富山県条例第25号）の項を削る。

（富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

- 6 富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年富山県条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第4第28項各号列記以外の部分中「富山県魚介類行商取締条例（昭和25年富山県条例第25号。」を「富山県魚介類行商取締条例を廃止する条例（令和3年富山県条例第 号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた富山県魚介類行商取締条例（昭和25年富山県条例第25号）（」に改める。

- 7 富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第4第28項を削り、同表第27の2項を同表第28項とする。

（富山県手数料条例の一部改正）

- 8 富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の218の項中「富山県魚介類行商取締条例」を「富山県魚介類行商取締条例を廃止する条例（令和3年富山県条例第 号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた富山県魚介類行商取締条例」に改める。

- 9 富山県手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1の218の項を削り、同表の218の2の項を同表の218の項とし、同表の218の3の項から218の10の項までを1項ずつ繰り上げる。

議案第 67 号

富山県立総合衛生学院条例廃止の件

富山県立総合衛生学院条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

富山県立総合衛生学院条例を廃止する条例

富山県立総合衛生学院条例（昭和45年富山県条例第54号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正）

2 富山県一般職の職員等の特殊勤務手当等に関する条例（昭和48年富山県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる職員が当該各号に掲げる業務」を「消防学校に勤務する職員が消防庁の定める消防学校の教育訓練の基準に基づく実技訓練業務」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「同項第 1 号にあつては」及び「、同項第 2 号にあつては勤務 1 月につき11,540円」を削り、同条第 3 項を削る。

第10条第 1 項各号列記以外の部分中「、総合衛生学院」を削る。

第12条第 1 項中「勤務時間条例」を「県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和26年富山県条例第73号）」に改める。

第26条第 3 項中「再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法第28条の 4 第 1 項、第28条の 5 第 1 項又は第28条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員で同法第28条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（次条第 3 項において「再任用短時間勤務職員」という。）」に、「勤務割合」を「県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数（次条第 3 項において「勤務割合」という。）」に改める。

（富山県手数料条例の一部改正）

3 富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「又は富山県立総合衛生学院」を削り、「する富山県立保育専門学院」の次に「又は富山県立総合衛生学院条例を廃止する条例（令和3年富山県条例第 号）による廃止前の富山県立総合衛生学院条例（昭和45年富山県条例第54号）第2条に規定する富山県立総合衛生学院」を加える。

別表第2第1項中「又は富山県立総合衛生学院」を削り、同表中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

（富山県手数料条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現になされている申請に係る手数料の額及び徴収方法については、前項の規定による改正後の富山県手数料条例別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第 68 号

工事請負契約変更に関する件

令和元年11月定例県議会において議決を経た主要地方道高岡環状線道路改築橋梁上部工（5－2，3）工事請負契約について、次のとおり変更契約を締結するものとする。

令和3年2月26日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

契 約 金 額	変更前	708,400,000円
	変更後	733,024,600円

議案第 69 号

公立大学法人富山県立大学第 2 期中期目標制定の件

地方独立行政法人法（平成15年法律第 118 号）第25条第 1 項の規定により、公立大学法人富山県立大学第 2 期中期目標を次のように定める。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

公立大学法人富山県立大学第 2 期中期目標

はじめに

富山県立大学（以下「県立大学」という。）は、平成 2 年 4 月に、日本海側初めての工学系公立大学として開学して以来、教育、研究、地域連携等を積極的に推進し、多くの有為な学生を社会に輩出するなど、地域及び産業の振興に大きな役割を果たしてきている。

平成27年 4 月に公立大学法人へ移行して以来、第 1 期中期目標のもと、教育においては、県民や産業界からの期待に応えるよう、医薬品工学科の新設や知能ロボット工学科の設置、看護学部の開設、電気電子工学科と情報システム工学科の新設・拡充、最新の実験設備を導入した中央棟の供用開始などに取り組んできた。また、18歳人口の減少を見据え、大学認知度の一層の向上を図るため、東海北陸地域や北陸新幹線沿線地域など県内外において、大学説明会の開催や様々な媒体を活用した広報・情報発信、高校訪問、工学部一般選抜入試前期日程における学外試験会場の増設など学生募集広報活動に積極的に取り組んできた。

研究においては、国立研究開発法人学術振興機構（J S T）の戦略的創造研究推進事業に採択された「浅野酵素活性分子プロジェクト（E R A T O）」は、国の事後評価において最高評価を得て、それらの研究成果を活かして、共同研究に取り組んだ。また、産学官の連携により県内医薬品産業の振興を図る「くすりのシリコンバレー T O Y A M A」創造コンソーシアムにも参画し、最先端の研究を推進してきた。同時に、各学科の多くの教員が積極的に科学研究費補助金などの競争的資金の申請に努め、潤沢な研究資金のもと研究活動を推進した。

地域連携においては、地域連携センターを拠点に国内外の企業・機関との受託研究、共同研究を活発に展開してきた。また、海外の研究機関と学術交流協定を

締結するなど、国際化に対応する教育環境づくりに取り組んできた。

一方で、大学を取り巻く環境は、18歳人口の減少、グローバル化に伴う経済競争の激化、ビッグデータ、AI、IoT、とりわけ新型コロナウイルス感染症を契機とした、デジタル化の進展など、技術革新が急速に進展し、変化を続けており、それに伴い、大学も社会のニーズに合わせた改革を求められている。

県立大学がこれからも、より機動性、透明性の高い大学運営を行い、個性と魅力にあふれる大学として、また、地方創生の一翼を担い、地域に貢献する大学として、さらに発展、飛躍できるよう、以下のとおり第2期中期目標を新たに定める。

基本目標

- ・ 学生を大きく伸ばす教育力の高い大学
学生の課題解決力を身につける実践重視の教育を推進し、地域社会はもとより国際社会で活躍できる有為な人材を育成する。
- ・ 未来を志向した高度な研究を推進する大学
基盤的・先端的な研究を推進し、県内産業、保健及び医療の発展はもとより国内と世界の学術の向上に貢献する。
- ・ 広く開かれ地域社会に貢献する大学
富山県における知の拠点として、優れた教育研究成果を広く地域社会に還元し、地域及び産業の振興並びに保健及び医療の充実に貢献する。

中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

令和3年4月1日から令和9年3月31日までの6年間とする。

2 教育研究上の基本組織

中期目標を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織及び附属施設を設置する。

(1) 学部及び学科

学 部	学 科
	機械システム工学科
	知能ロボット工学科
	電気電子工学科

工学部	情報システム工学科
	環境・社会基盤工学科
	生物工学科
	医薬品工学科
看護学部	看護学科

(2) 大学院

研究科	専攻	課程
工学研究科	機械システム工学専攻	博士課程（前期）
	知能ロボット工学専攻	博士課程（前期）
	電子・情報工学専攻	博士課程（前期）
	環境・社会基盤工学専攻	博士課程（前期）
	生物・医薬品工学専攻	博士課程（前期）
	総合工学専攻	博士課程（後期）

(3) 附属施設

附属図書館
地域連携センター
キャリアセンター
計算機センター
生物・医薬品工学研究センター

第1 教育に関する目標

学生が主体的に学び・考え・行動する力を鍛える教育を推進し、データサイエンス人材などデジタル化が進展する時代の実社会で活躍できる人材を育成し、県内定着を図る。

学士課程において、工学部では、技術者として必要な素養と、社会と地域の持続的な発展や人々の幸せな暮らしに役立つ「工学」に心を向ける技術者マインド（工学心）を持った人材を育成し、看護学部では、幅広い教養と人々への共感的態度を備えた人間性豊かな人材を育成する。

また、高速通信技術等の導入などによる、高度化するものづくり産業や医療に対応できる人材の育成を推進する。

大学院課程においては、学部教育で育んだ専門性をより深化させ、総合的な研究を推進し、グローバル化や知識基盤社会の進展にも対応できる高度な専門知識と課題解決能力を持った人材を育成する。

なお、現下の新型コロナウイルス感染症の拡大状況なども踏まえた研究、質の高い看護人材の確保・育成に取り組む。

1 学生の確保に関する目標

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、目的意識や学習意欲の高い学生の受入れの一層の促進を図るため、より多くの志願者の確保と県内の優秀な学生確保に向け学生募集の取組みを強化する。

また、優秀な女子学生を確保するため、女子生徒の興味・関心の喚起・向上に向けた取組みを推進する。

志願者の利便性を改善し、学生確保につながる策として、出願のオンライン化を進める。

併せて、社会人や外国人留学生など多様な人材の受入れを促進する。

2 教育の内容に関する目標

(1) 教育内容の充実

学生の主体的な学習を促し、学習効果の高い教育を実践するため、教育課程の編成、教育方法を工夫するなど、教育内容を充実する。

オンライン教育の活用による学生への適切な修学機会の確保など、学内に高速通信技術等の教育環境を整備する。

(2) 特色ある教育の推進

少人数教育を核とした、対話型のゼミ、実験や実習を重視した授業、全学年にわたる環境教育とキャリア教育、工学と看護学の連携による授業科目の設定など、学生一人ひとりにゆきとどいた特色ある教育を推進する。

3 教育の実施体制に関する目標

(1) 教職員の配置

教育や研究の充実を図るため、適正な教職員の配置を行うとともに、プロジェクト研究などに臨機に対応できる多様な人事制度を運用する。

(2) 教育環境の整備・充実

「地域の知の拠点」として、大学が果たす役割などを踏まえた魅力ある教育環境づくりを進める。

(3) 教育の質の改善

学生に質の高い教育を提供できるよう、教育活動の評価や教員の教育力の向上など教育の質の改善に向けた、全学的な取組みを充実する。

(4) 専門看護師など高度な看護人材等の育成

医療の高度化が進み、専門看護師など高度な看護人材の育成のニーズが高まっていること、高齢化の進展に伴い、医療と介護の連携や地域包括ケアシステム構築が進む中、看護師の役割が一層多様化してきていることから、看護系大学院の設置について準備を進める。

県立総合衛生学院が令和3年度末に閉院となること、保健師や助産師に対する医療現場等からのニーズが高いことを踏まえ、保健師及び助産師を育成する専攻科の設置について準備を進める。

(5) デジタル化の進展に対応した人材の育成

デジタル化の進展に対応し、数理・データサイエンス・AIの基礎的な素養を身に付け、数理・データサイエンス・AIを各専門分野で応用できる人材を育成する。

4 学生への支援に関する目標

(1) 学習支援

学生が意欲と目的を持って主体的に学習に取り組めるよう、学習支援体制を充実するとともに、学業に専念できるよう必要な経済的な支援の充実を図る。

(2) 生活支援

学生が充実した学生生活を送れるよう、心身両面からの支援体制を充実するとともに、学生の課外活動や社会貢献活動の取組みを支援する。

(3) キャリア形成支援

学生の社会的、職業的自立を促すとともに、学生の目指す進路の実現に向けたキャリア形成支援を充実する。

工学部・工学研究科においては、産学官金の連携を強め、本県のものづくりを支える中小企業をはじめとする県内企業の魅力を発信する機会を充実するなど、引き続き県内定着に向けた就職支援の充実を図る。

看護学部においては、県内の保健医療福祉施設（以下「医療機関等」という。）との連携を推進し、本県の地域医療に貢献することの魅力を伝えるなど、県内定着に向けた就職支援に取り組む。

第2 研究に関する目標

「地域の知の拠点」として、全学的な研究水準の向上を図りながら産学官金・医療機関等の連携や研究基盤の強化を図り、地域の課題や社会の要請に応える研究を推進し、その成果を広く地域社会に還元する。

また、工学と看護学の融合による特色ある研究を推進する。

1 研究の方向性と研究の成果に関する目標

(1) 産業、保健及び医療の発展に貢献する研究の推進

工学部・工学研究科においては、産業発展の原動力となるよう、学内研究基盤を強化するとともに、産学官金連携を一層促進し、これからの産業界に必要となるイノベーションの創出につながる基盤的・先端的な研究を推進する。

また、デジタル化の進展に対応した研究を推進する。

看護学部においては、地域の保健・医療の発展に寄与できるよう、社会のニーズを踏まえた実践的・先端的な研究を推進する。

(2) 研究成果の地域・社会への還元

産学官金・医療機関等の連携を強めながら、地域社会の課題や要請に応える研究を展開し、「地域の知の拠点」として、研究成果を地域社会や国際社会に還元する。

2 研究実施体制に関する目標

(1) 研究実施体制の充実

産業界等のニーズ等に応えるため、入学定員、教員配置などの教育実施体制をはじめ、教育研究組織や教育研究活動等に関する検証を行い、必要に応じて見直しを図るとともに、学部間の連携や学外との連携を積極的に推進する。

また、全学的な研究力向上の取組み、地域連携センターの機能強化など、研究支援体制の充実を図る。

併せて、研究倫理の徹底など、研究活動の適正な実施に向けた体制を充実する。

(2) 研究環境の整備

研究者が快適な環境で研究に取り組めるよう、研究資金の確保や研究施設・設備等の有効活用など研究支援体制の充実・強化を図る。

また、デジタル化の進展に対応した教育を推進し、産学官金の連携教育研究拠点となる施設・設備を充実する。

(3) 男女共同参画の推進

女性研究者の活躍推進に向けて、女性研究者のライフイベント及びワーク・ライフ・バランスに配慮した研究環境の整備に取り組む。

(4) 研究活動の評価及び改善

研究の質の向上を図るため、研究活動の審査体制を適切に運用するとともに、研究業績を適切に評価することができるよう、評価制度の改善に努める。また、研究成果の報告発表の機会を拡充する。

第3 地域貢献に関する目標

「広く開かれた大学」として、産学官金・医療機関等の連携や地域交流を一層推進し、教育研究成果を地域社会に還元するほか、地域が直面する課題解決に向けた全学的な取組体制を強化するなど、さらなる地域貢献に努める。

高速通信技術等の導入などによる、高度化するものづくり産業や医療に対応できる人材の育成を推進する。（再掲）

また、国際化を推進し、グローバル社会で活躍できる人材の育成を推進する。

1 地域・社会への貢献に関する目標

(1) 産学官金・医療機関等の連携

地域連携センターの機能強化や県立大学研究協力会との連携を一層充実するなど、産学官金・医療機関等が連携した共同研究、企業人材の育成、交流活動などを積極的に推進し、大学の持つ知的資源を広く地域社会に還元する。

(2) 地域との連携

第四次産業革命による産業・社会構造の変化も見据え、「広く開かれた大学」として、オンラインによるリカレント教育の実施など、学ぶ人のニーズにあった多様な学習、職業能力開発の機会の提供や生涯学習の推進、地域の活性化に貢献する。

(3) 教育機関との連携

大学コンソーシアム富山、高等学校、小中学校などとの連携協力のもと、

生涯学習、地域づくり、理科離れ対策授業など、幅広い分野での活動を促進する。

(4) 地域課題解決への貢献

COC事業の成果を踏まえ、今後とも県内の自治体、企業、医療機関等、NPO法人などとの連携を推進し、地域が直面する課題について、全学的に取り組み、地域の発展に貢献する。

(5) 地域への優秀な人材の供給

地域や産業の振興を担う高度な専門的知識を習得した有為な人材の県内定着を進め、県立大学研究協力会会員企業をはじめ県内企業の期待に応える。

また、地域の保健・医療の充実に貢献できる有為な看護人材の県内定着を図り、県内医療機関等の期待に応える。

2 国際化の推進に関する目標

(1) 国際化に対応した人材の育成

グローバルな視野を持ち、国際社会で活躍できる人材を育成するため、学生の海外派遣や留学生の受入促進など、国際化に対応する教育環境づくりを進める。

(2) 教職員の国際交流の推進

研究水準の向上や教育内容の充実に図るため、教職員の国際交流を推進する。

第4 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

(1) 機動性の高い運営の推進

理事長と学長が適切な役割分担のもと、リーダーシップを発揮し、責任ある意思決定を迅速に行える機動的な運営を推進する。

併せて、相互に連携する全学的な運営を推進する。

(2) 学外の意見が反映される運営の推進

経営感覚に優れた人材や社会のニーズを反映できる人材を広く学外から登用し、大学経営の機能強化や開かれた大学づくりを推進する。

(3) 内部監査機能の充実

法人業務の適正処理を確保するため、監査業務に従事する職員の専門性の向上を図るなど、内部監査機能を充実する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

産業界等のニーズ等に応えるため、入学定員、教員配置などの教育実施体制をはじめ、教育研究組織や教育研究活動等に関する検証を行い、必要に応じて見直しを図るとともに、学部間の連携や学外との連携を積極的に推進する。

(再掲)

看護の教育力、研究力を有する看護職や特定の専門看護分野の知識・技術を深めた専門看護師を育成する体制を整備する。

地域の保健及び医療に従事する助産師及び保健師を育成する体制を整備する。

3 人事の適正化に関する目標

(1) 柔軟で多様な人事制度の適切な運用

教育・研究水準の一層の向上を図るため、多様な任用形態、柔軟な勤務形態等の弾力的な人事制度を適切に運用する。

(2) 教員評価制度の適切な運用

教員組織のさらなる活性化を図る観点から、教育、研究はもとより、地域貢献、大学運営など幅広い活動実績を総合的に評価する教員活動評価制度を適切に運用する。

4 事務の効率化に関する目標

(1) 事務局組織の見直し

効率的かつ効果的な事務処理を行うため、事務局組織のあり方について、常に検討し、必要に応じて適切に見直しを行う。

(2) 事務処理の効率化

事務職員の専門性を高めるとともに、リモートワークや業務全体におけるデジタル化、外部委託化の推進などにより、効率的で生産性の高い事務処理を図る。

第5 財務内容の改善に関する目標

1 自己収入の増加に関する目標

(1) 外部研究資金等の獲得

受託研究費、共同研究費、奨励寄附研究費など産学官金連携による外部研究資金の獲得に努めるとともに、科学研究費補助金等の国の競争的資金の獲得に努める。

また、保有する施設の地域への開放など、自己収入の増加に努める。

(2) 学生納付金の適正な徴収

授業料、入学料及び入学考査料の学生納付金については、適正な料金設定を行う。

また、授業料及び入学料については、定員充足の維持によりその確保に努めるとともに、入学考査料についても、優秀な学生の確保の観点から、志願者増に取組み、増収に努める。

2 予算の効率的な執行に関する目標

経費の効率的執行に努め、特に、管理的経費については、業務運営の合理化、省エネルギー・省資源化を促進するなど、抑制に努める。

3 資産の運用管理に関する目標

大学が保有する資産について、適正な管理を行うとともに、効果的かつ効率的な運用を図る。

第6 自己点検評価及び情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

自己点検評価を定期的実施するとともに、認証機関が行う大学評価及び富山県公立大学法人評価委員会が行う法人評価の結果と併せて、教育研究活動や業務運営の改善に活用する。

また、これらの結果を速やかに公表する。

2 情報発信の推進に関する目標

(1) 情報公開の推進

公立大学法人として、社会に対する説明責任を果たし、大学運営の透明性を確保するため、情報公開を推進する。

(2) 積極的な広報の推進

大学の認知度向上を図るため、教育、研究、地域貢献活動や業務運営に関する情報を積極的に発信し、大学のさらなる広報・宣伝に努める。

第7 その他業務運営に関する目標

1 施設設備の整備に関する目標

良好な教育研究環境を保つため、施設設備の整備や県立大学長寿命化計画に基づく、計画的な施設管理を実施する。

2 安全管理に関する目標

(1) 安全衛生管理

学生及び教職員の安全と健康を確保するとともに、快適な修学・職場環境の形成を促進するため、全学的な安全衛生管理体制及び危機管理体制の強化を図る。

(2) 情報セキュリティ体制の強化

県立大学が管理するシステムを攻撃やマルウェアから防御し、個人情報・機密情報を確実に保護することが可能となるよう、情報に関するセキュリティ体制の強化を図る。

3 社会的責任に関する目標

法令遵守の徹底、人権の尊重、男女共同参画の推進、SDGs、働き方改革、環境への配慮など公立大学法人としての社会的責任を果たす全学的な体制の強化を図る。

(1) 法令遵守の徹底

教職員のコンプライアンスの意識の徹底を図り、法令遵守に基づく大学運営を推進する。

(2) 人権の尊重

ハラスメントを防止するための取組みを全学的に推進する。

(3) 男女共同参画の推進

女性活躍の推進に積極的に取り組むとともに、男女共同参画を推進する。

(4) SDGs

持続可能な社会を実現するための目標の達成に向けた教育研究を推進する。

(5) 働き方改革

全教職員のワーク・ライフ・バランスを実現するための働き方改革を推進する。

(6) 環境への配慮

環境に配慮した業務運営を行い、環境負荷の低減と環境保全に努め、持続可能な社会の形成に貢献する。

議案第 70 号

国営土地改良事業及び県営土地改良事業に要する費用に係る市町村の一部負担の追加に関する件

平成6年6月定例県議会で議決を経た国営土地改良事業及び県営土地改良事業に要する費用に係る市町村の一部負担に関する件の一部を次のとおり改正し、令和3年度以降の事業に係る負担金から適用する。

令和3年2月26日 提出

富山県知事 新 田 八 朗

対象事業及び負担率の表を次のように改める。

(1) 国営土地改良事業の表に次のように加える。

国営農地再編整備事業（水橋地区において行う事業に限る。）	事業費（事務費を除く。） の5/100
------------------------------	------------------------

(2) 県営土地改良事業の表に次のように加える。

県営かんがい排水事業 （更新事業に限る。）	事業費（事務費を除く。） の14/100
（一体的に行う安全対策に係る部分に限る。）	事業費（事務費を除く。） の17/100

報告第 3 号

地方自治法第 179 条による専決処分の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 3 年 2 月 26 日 提 出

富山県知事 新 田 八 朗

損害賠償に係る和解に関する件

損害賠償に係る和解に関する件（地方自治法第 179 条第 1 項による専決処分）

専決処分番号	概 要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
15	令和 2 年 3 月 11 日に県道金沢井波線南砺市小又地内で発生した道路のくぼみによる車両の損傷	石川県金沢市在住 1 名	県が支払う額 11,090円	令和 3 年 2 月 12 日